



# 幼児教育の無償化

## 制度の概要と必要な準備

---

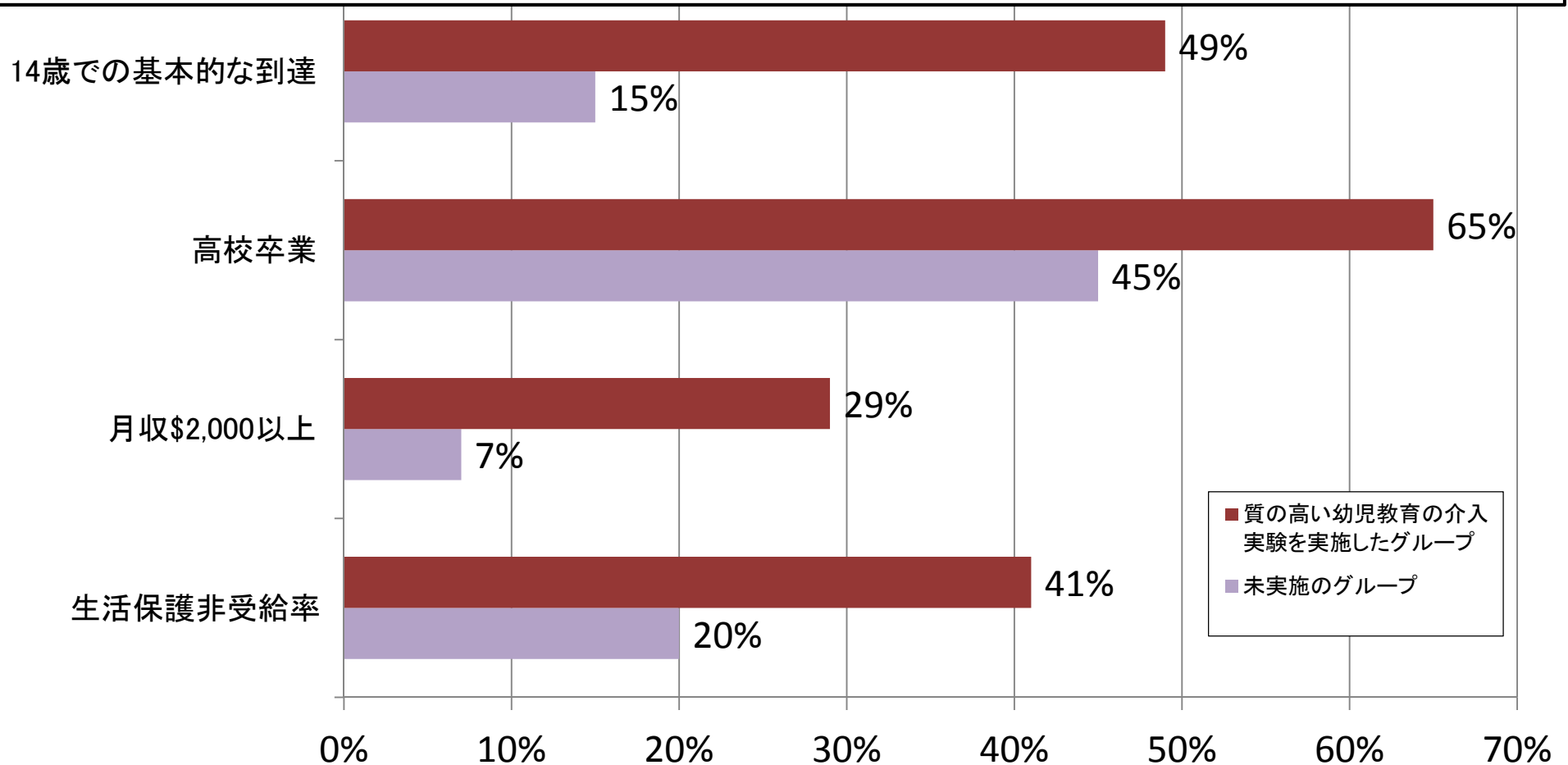
令和元年6月4日  
省課人  
文科幼岩  
部児岡  
科教  
学育寛

# Outline

- 1 幼児教育の重要性と無償化への経緯
- 2 幼児教育無償化の制度の全体像
- 3 新制度園の対応
- 4 私学助成幼稚園の対応
- 5 その他のポイントについて

# 幼児教育への投資の効果

- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”

※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。(ペリー就学前計画)

# OECD（経済協力開発機構）：Starting Strong（人生の始まりこそ力強く） 幼児との関わり：幼児教育・保育の質に関する研究から得られた教訓（抜粋） （2018年3月27日発行）

---

子どもの発達と学びに対する質の高い幼児教育・保育（ECEC）の効果は、文献により十分に確立されており、プロセスの質がECECを通じた子どもの発達の最も重要な要素であるとの一般的なコンセンサスが存在する

経済協力開発機構（OECD）の報告書「Starting Strong」とその他の国際的研究により、質の高いECECは、言語の使用やアカデミックスキルの芽生え、早期の識字および計算、社会情緒的スキルなどといった様々な領域の子どもの早期発達とその後の就学後のパフォーマンスにとって有益であることが指摘されている。

質の高いECECが持つメリットはこの他にも、健康的な摂食習慣や身体活動習慣の定着の後押しなど、健康およびウェルビーイングにも及ぶ。質の高いECECサービスは、労働市場への参加、貧困の削減、異なる世代間の社会的移動性および社会的統合の向上など、子どものその後の人生における成果にもつながるというエビデンスが増加している

# 秋田喜代美教授（東京大学教育学部長） 参議院・内閣委員会における参考人質疑意見陳述（抜粋）

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、人の生涯にわたる幸福やWellbeingをもたらすということです。

そこで言う教育というのは、いわゆる知的な能力の育成という側面だけではありません。非認知能力、社会情動的スキルと言われるように、他者と共にうまくやっていく共同性、また他者への思いやり行動、そして自分の感情をコントロール、抑制し、そして集中して目的に向かって取り組むような自己調整能力というものの育成に大きな効果を安定的にもたらします。この知見は、二十年、三十年にわたって人の発達を追跡してきた長期縦断研究と呼ばれる研究方法によって得られた結果であります。既に欧米や中南米などの数多くの国で行われた百以上の研究を、知見を集めまして、その知見をメタ分析と呼ばれる方法を用いて出されたものです。つまり、安定的で信頼できる、世界的に得られている知見であると言えます。

幼児教育は、今申しましたように、認知及び非認知能力とともに、皆様もお感じだと思いますが、体力や、そして運動能力の育成という点でも、生涯にわたる心身の健康な生活のためにも極めて重要であります。

格差無く、落差なく、段差なく、つまり子供たちに、家庭の経済格差による違い無く、また落としこぼすという落差なく、幼児教育・保育を行うことが、小学校以降への円滑な移行を段差なく可能とすると考えられます

# 教育費負担が少子化問題の最大の原因

## 理想の子供数と 実際に生まれた子供数

・実際に生まれた子供数は、理想の子供数を下回る

理想の子供数  
**2.32人**



実際に生まれた子供数  
(完結出生児数)  
**1.94人**

## 理想の子供数を持ってない理由

・理想の子供数を持ってない最大の理由は「子育て・教育にお金がかかりすぎること」

<理想の子供数を持たない理由>

1	子育てや教育にお金がかかりすぎる	56.3%
2	高年齢で生むのはいやだ	39.8%
3	欲しいけれどもできない	23.5%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(H27)

## 妊娠・出産に積極的になる要素

・妊娠・出産に積極的になる最大の要素は「将来の教育費補助」  
「幼稚園・保育所などの費用補助」

<妊娠・出産に積極的になる要素>

1	将来の教育費に対する補助	68.6%
2	幼稚園・保育所などの費用の補助	59.4%
3	妊娠・出産に伴う医療費の補助	55.9%

出典：内閣府平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」報告書

# 諸外国における幼児教育無償化の取組例

イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、3～5歳児について、所得制限を設けずに無償化が進められている（イギリスでは、5歳から義務教育）。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004年までに<u>全ての3～4歳児</u>（※5歳から義務教育）に対する<u>幼児教育の無償化を実現</u>（週12.5時間、年33週分が上限）。</li> <li>・ 2010年に無償化の対象時間を拡大（週15時間、年38週分が上限）</li> <li>・ 2014年に低所得世帯の2歳児（全体の40%）も無償化。</li> <li>・ 2017年に社会・経済的困難家庭や就労家庭の3・4歳児の無償化対象時間を拡大（週30時間、年間38週分が上限）。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。</u> （3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。）</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定</u>（2012年）。</li> <li>・ <u>公立については、2013年に無償化を達成。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。</u></li> </ul>

# 幼児教育の無償化に関する経緯

## 平成24年11月 与党衆議院選挙公約

自由民主党：すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するとともに、**国公私立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、すべての3歳から小学校就学までの幼児教育の無償化**に取り組みます。

公明党：就学前3年間の**幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化**を進めます。

低所得世帯・多子世帯を中心に  
幼児教育の段階的無償化

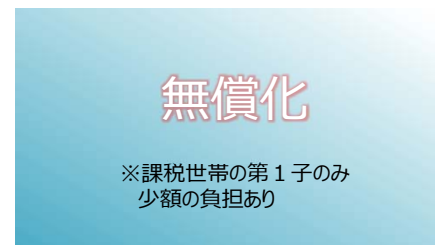
### 生活保護世帯



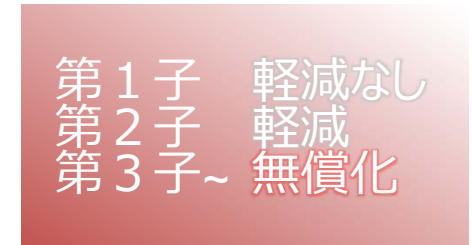
### 市町村民税非課税世帯 年収360万円以上世帯



### ひとり親世帯



### 年収360万円未満世帯 年収680万円以上世帯



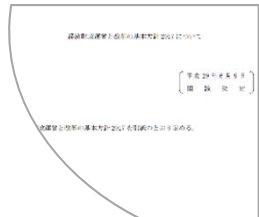


## 平成29年9月 安倍内閣総理大臣記者会見



子育て世代への投資を拡充するため、これまでお約束していた消費税の使い道を見直すことを、本日、決断しました。（略）**幼児教育の無償化も一気に進めます。**2020年度までに3～5歳まで、全ての子供たちの幼稚園や保育園の費用を無償化します。0～2歳児も、所得の低い世帯では全面的に無償化します。

## 平成30年6月 経済財政運営と改革の基本方針2018（閣議決定）



### 1. 人づくり革命の実現と拡大

「人づくり革命」では、**第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。**3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

令和元年10月1日  
幼児教育・保育の無償化スタート

# Outline

- 1 幼児教育の重要性と無償化への経緯
- 2 幼児教育無償化の制度の全体像
- 3 新制度園の対応
- 4 私学助成幼稚園の対応
- 5 その他のポイントについて

# 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

## ○ 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

#### ● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化

- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
- ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持し、施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

#### ● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

#### ● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

- ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- **3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化**
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- **0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化**

#### ○就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化

#### ○実施時期 2019年10月1日

#### ○その他





- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。  
未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう周知

# 対象者・対象施設の基本的な考え方

- ① 3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の費用を無償化し、
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする

# 対象者・対象施設

## 共働き世帯等（保育の必要性あり）

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 0歳～2歳 （住民税非課税世帯）			○	○	○	○
 満3歳児 （住民税非課税世帯）	○	○	○	○	○	○
 満3歳児 （上記以外）	○		○ （1号のみ）			
 3歳～5歳 （満3歳を迎えた次の4月～）	○	○	○	○	○	○

## 専業主婦世帯（保育の必要性なし）

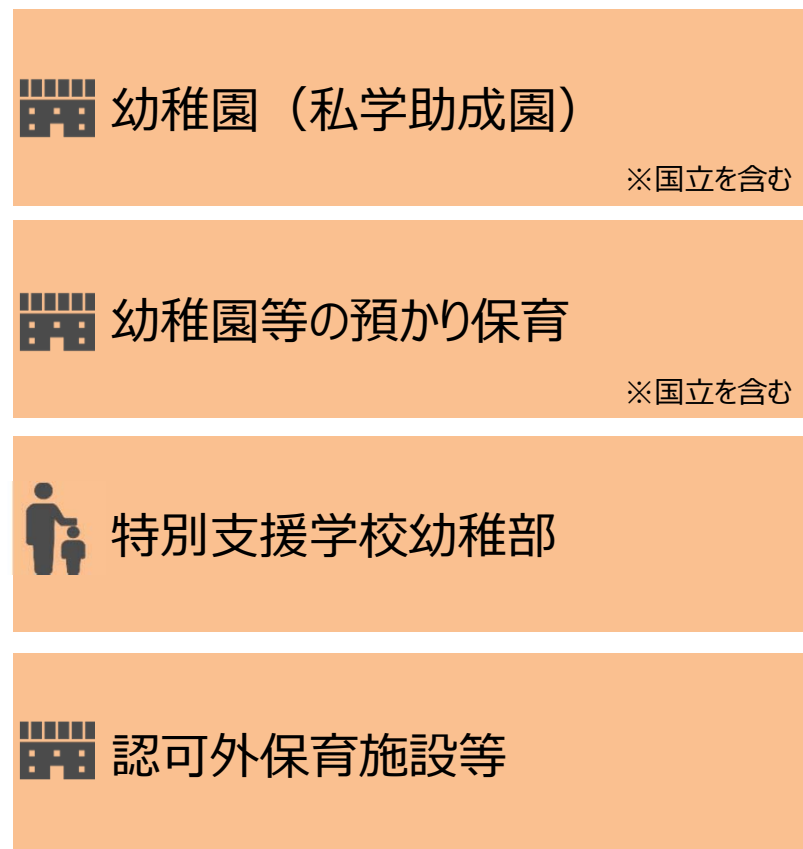
	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 満3歳～5歳 （満3歳を迎えてから～）	○		○			

# 幼児教育・保育無償化の対象施設と無償化の方式について

## 子ども・子育て支援新制度対象施設



## その他の無償化対象施設・事業



### 子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）

⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乗せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なりうる。

### 子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。

⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

# 子ども・子育て支援新制度の全体像（法改正後）

## 子ども・子育て支援給付(第8条)

### 子どものための教育・保育給付 (第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模  
保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導  
監督の一本化、学校及び児童福祉施設  
としての法的位置づけを与える等、制度  
改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方  
裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市  
町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、  
委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、  
居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付 (第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、  
預かり保育等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

幼稚園<未移行>  
(第7条第10項第2号)

特別支援学校  
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業  
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等  
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設  
・一時預かり事業  
・病児保育事業  
・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人  
立)も対象(第7条第10項第1号)

## その他の子ども及び子どもを養育している者 に必要な支援

### 地域子ども・子育て 支援事業(第4章)

地域の実情に応じた  
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付  
を行う事業  
(幼稚園<未移行>における  
低所得者世帯等の子ども  
の食材費(副食費)に対す  
る助成(第59条第3号ロ))
- ・多様な事業者の参入促進・  
能力活用事業

### 仕事・子育て両立支 援事業(第4章の2)

仕事と子育ての  
両立支援

- ・企業主導型保育  
事業  
⇒事業所内保育を  
主軸とした企業主  
導型の多様な就労  
形態に対応した保  
育サービスの拡大  
を支援(整備費、運  
営費の助成)

- ・企業主導型ベビー  
シッター利用者支  
援事業  
⇒繁忙期の残業や  
夜勤等の多様な働  
き方をしている労  
働者が、低廉な価  
格でベビーシッター  
派遣サービスを利用  
できるよう支援

市町村主体

国主体



# 幼児教育・保育の無償化後の「保育料」について

## <無償化前>

		保育料 (月額)
私学助成園	満3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
子ども子育て支援新制度対象園	1号 共働き家庭以外等の満3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
	2号 共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
	3号 共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)

## <無償化後>

保育料 (月額)	+	預かり保育等利用料 (月額)
所得にかかわらず 25,700円を上限に無償化 <small>※保育料が上限額を上回る場合の差額は引き続き保護者の負担</small>	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 <small>※共働き家庭等の場合のみ</small>
所得にかかわらず 0円(不徴収)	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 <small>※共働き家庭等の場合のみ</small>
住民税非課税世帯のみ 0円(不徴収)		

※ 認可外保育施設等：3歳～5歳は月額37,000円まで、0歳～2歳（住民税非課税世帯）は月額42,000円までの利用料を無償化。

# 無償化手続きの3STEP

STEP  
1



対象施設の「確認」を受けた施設を、

STEP  
2



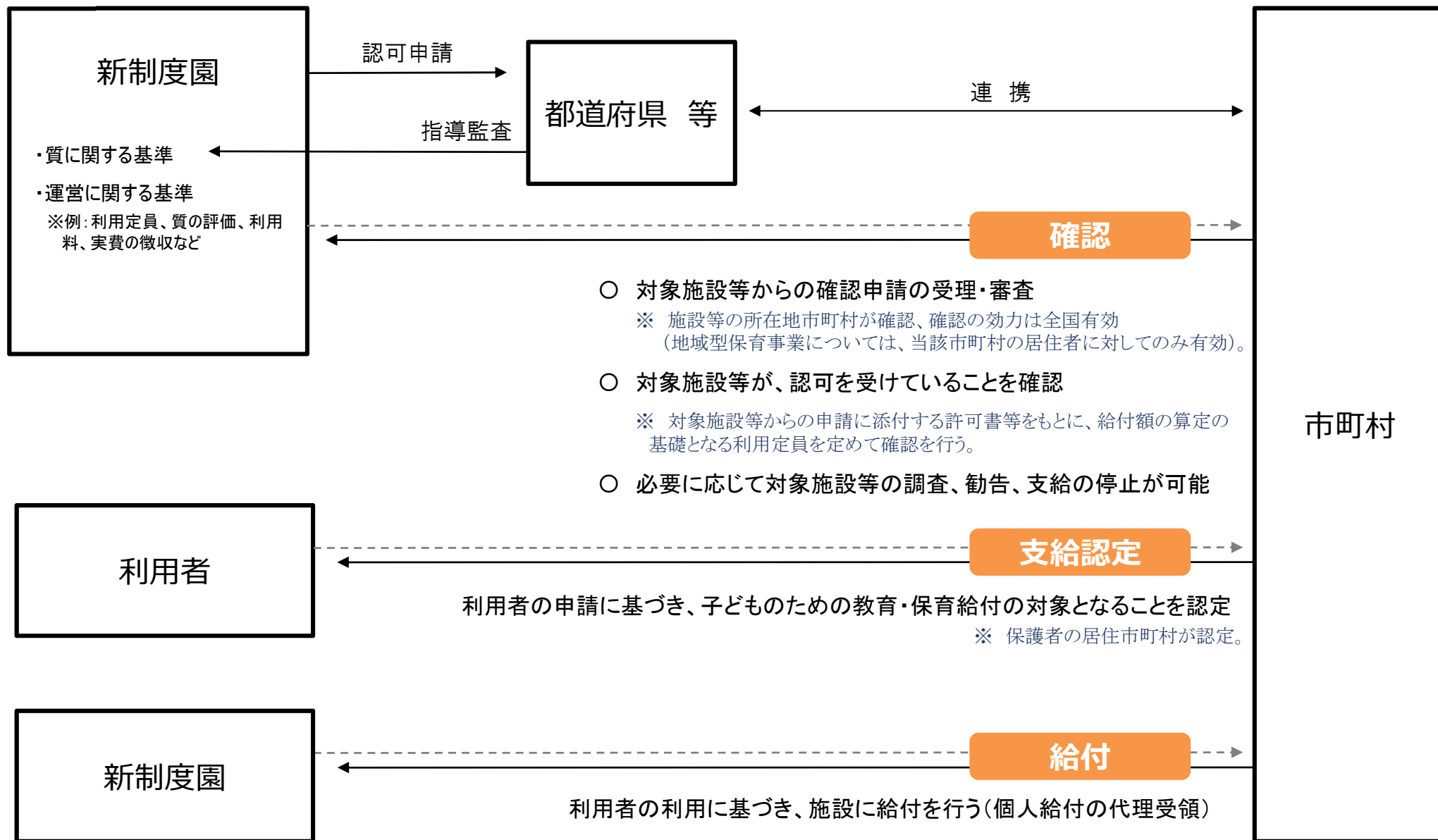
支給認定を受けた子どもが利用した場合、

STEP  
3

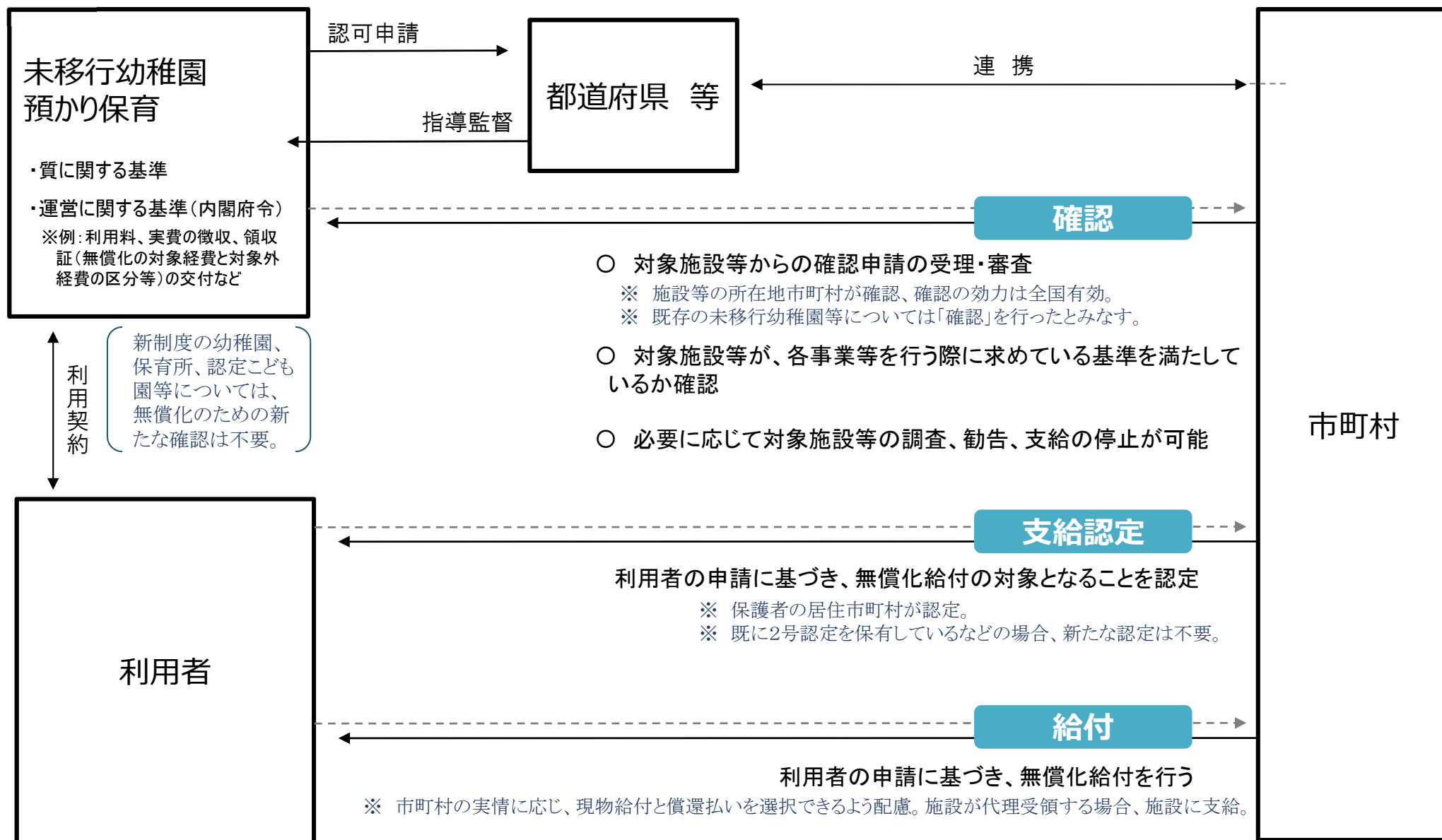


保護者からの申請を受けて市町村が給付する

# 新制度園における施設型給付の主なフロー図（現行通り）



# 新たな無償化給付の主な事務（私学助成園・預かり保育）



# 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

## 子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	教育標準時間	幼稚園（新制度） 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

## 子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

認定区分（支給要件）	保育の必要性	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの	なし	幼稚園（私学助成等）、特別支援学校、（認定こども園※）
新2号認定子ども 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	あり	幼稚園（私学助成等）、特別支援学校、（認定こども園※） （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> のうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>		認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

# 共働き等家庭の子どもが幼稚園等に通う場合の認定区分

保護者の利用希望等		給付・認定の種類		無償化の対象時間	
		子どものための 教育・保育給付	子育てのための 施設等利用給付	通常の教育時間	預かり保育
未移行幼稚園(私学助成幼稚園、 国立大学附属幼稚園)、特別支援学校		なし	新2・3号認定	施設等利用費 (新2・3号)の対象	
新たに教育・保育給付認定 を受ける場合	●幼稚園等※ <sup>1</sup> のみを希望	1号認定		施設型給付費 (1号)の対象	
	●幼稚園等と保育所等※ <sup>2</sup> の両方を希望(併願) (利用調整の結果、保育所等の入所待機となったため、併 願し内定していた幼稚園等に入園した場合等)  ●保育所等のみを希望 (通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の 利用を申し込んで入園した場合等)	2号認定	新2・3号認定	幼稚園 特例施設型給付費 (2号)の対象  認定こども園 施設型給付費 (1号)の対象 ※認定こども園には特例施 設型給付がない	
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②保育所等から転園		既に有する 2号認定を活用	※現在の2号認 定を新2・3号認 定とみなし、新給 付の認定申請は 不要		

保育所等への転園の希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。  
特に認定こども園(1号認定)の利用定員で入園した場合は、特例施設型給付がないため、1号認定へ変更することが必要。

- ※1 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)を指す。  
※2 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)を指す。

## これまでのポイント（幼稚園、認可園関係）

- 1 — 満3歳（認可園2号は3歳児から）から卒園まで、保育料が無償化。  
（私学助成園は2.57万円/月まで。食材料費、通園送迎費、上乗せ徴収等は引き続き保護者負担。）
- 2 — 保育の必要性のある子供については、預かり保育を無償化。  
（利用日数に応じて、月額最大1.13万円まで。）
- 3 — 新制度園の保育料は、利用者負担分に相当する施設型給付の増額＋不徴収により対応。私学助成園の保育料、預かり保育の無償化については、子ども子育て支援新制度に無償化のための新たな給付を創設（施設等利用給付）。
- 4 — 新たな給付は、
  1. 対象施設の「確認」を受けた施設を、
  2. 支給認定を受けた子どもが利用した場合、
  3. 保護者の申請を受けて市町村が給付する仕組み。（各園を経由した事務を御願いたい。）

# Outline

- 1 幼児教育の重要性と無償化への経緯
- 2 幼児教育無償化の制度の全体像
- 3 新制度園の対応
- 4 私学助成幼稚園の対応
- 5 その他のポイントについて



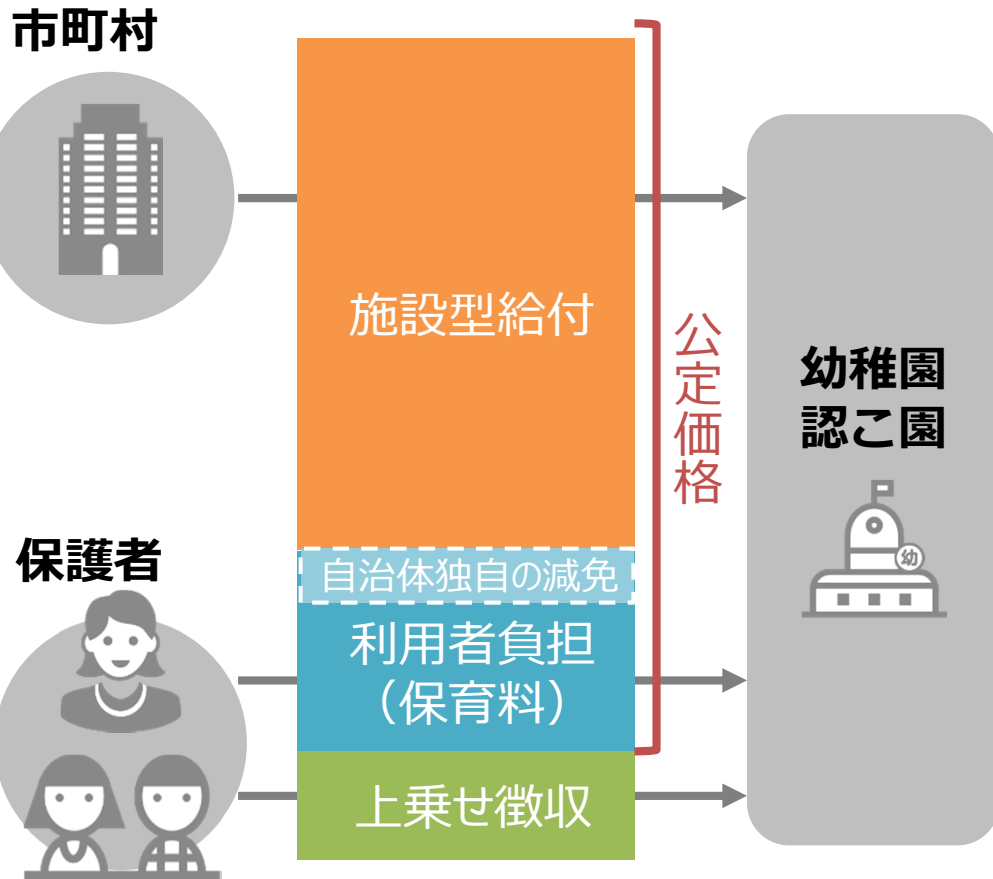


- 以降、新制度園と私学助成幼稚園に分けて、国から示しているモデル事務と統一様式、留意点を御説明します。
- 月といった記載は、年度途中からの無償化実施となる今年度の時期を表しています。
- 市町村によって事務の細部が異なる可能性があることに御留意ください。

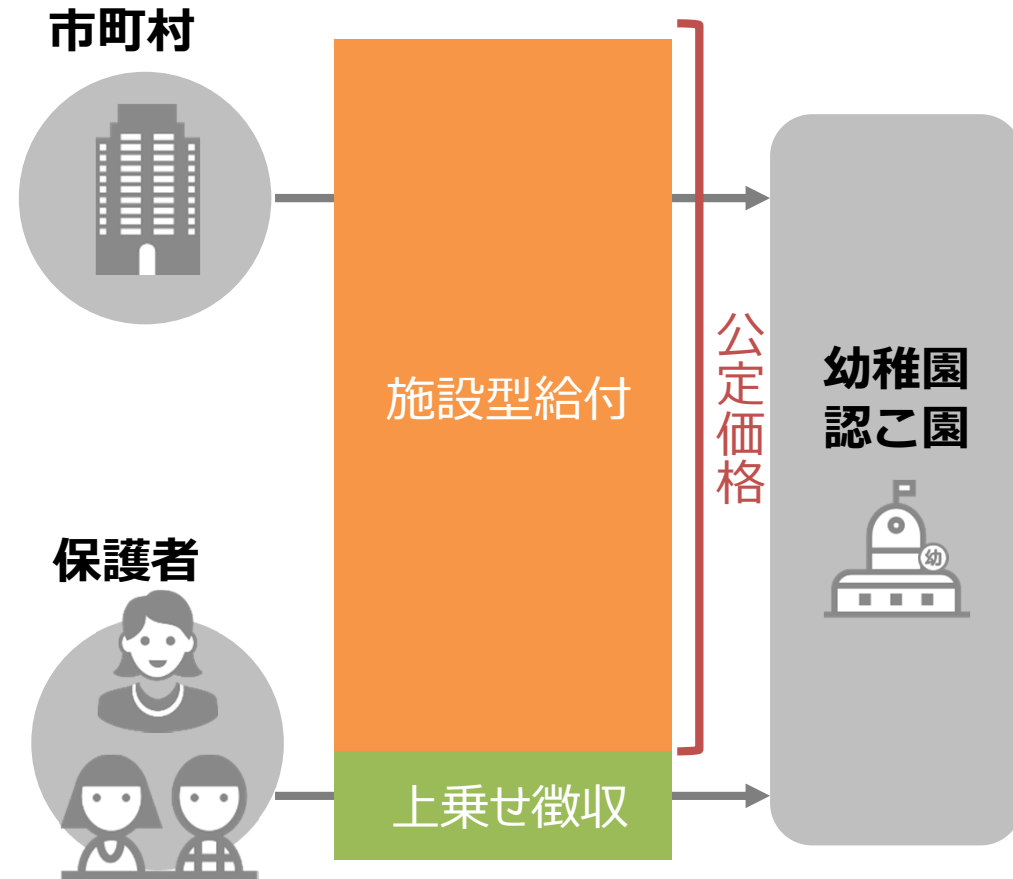
# 保育料の無償化

# 特 定教育・保育施設（新制度園）の保育料の無償化のイメージ

## 現行



## 無償化後



(注) 自治体独自の減免措置により保育料が低く抑えられていた園は、上乗せ徴収額の設定方法に注意。

(例えば徴収金合計が2万8000円（自治体独自補助により保育料が2万円となっており、上乗せ徴収が8千円）の園においては、無償化後に2万8千円－2万5700円＝2300円を上乗せ徴収額とすると減収になる。）同水準の収入を確保するためには、引き続き8千円の上乗せ徴収が必要。)

# 特定教育・保育施設（新制度園）の利用者負担額の無償化の範囲

教育標準時間認定の子ども  
（1号認定）

保育認定の子ども  
（2号認定：満3歳以上） （3号認定：満3歳未満）

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (～約270万円)	3,000円 [0円]	②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 [0円]	6,000円 [0円]	9,000円 [0円]	9,000円 [0円]
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 (3,000円) <b>2019.10～ 0円</b>	③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 [6,000円]	16,300円 [6,000円]	19,500円 [9,000円]	19,300円 [9,000円]
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 [77,101円未満] (～約360万円)	27,000円 [6,000円]	26,600円 [6,000円]	30,000円 [9,000円]	29,600円 [9,000円]
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

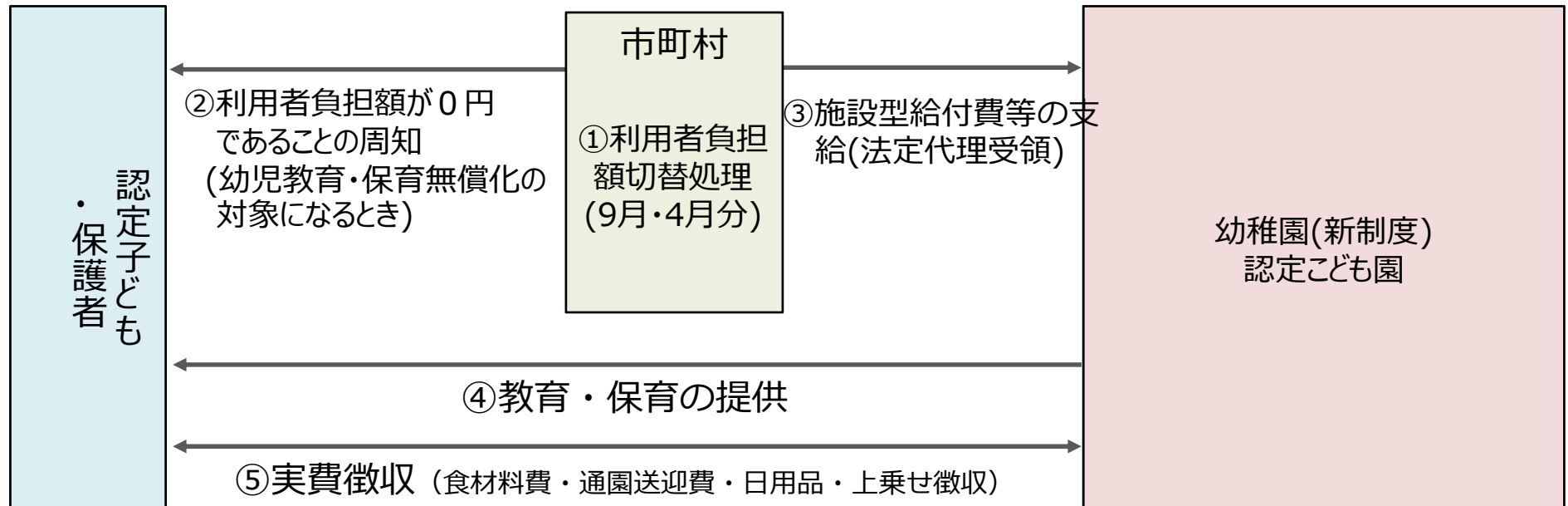
多子カウント年齢制限なし

有り（小学校3年生以下）

有り（小学校就学前）

※1 [ ]書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。  
 ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。  
 ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(市町村民税非課税世帯及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。  
 ※4 給付単価を限度とする。  
 ※5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

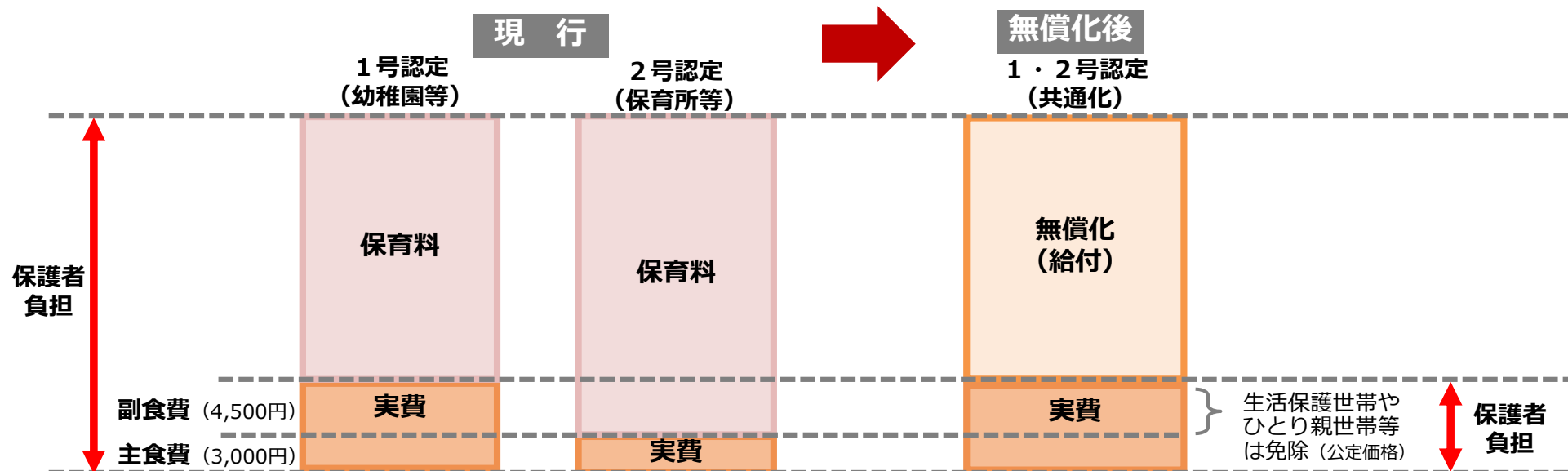
# 保育料無償化のフロー（新制度幼稚園、認定こども園）



# 食材料費の取扱

# 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

- 給食食材料費については、これまで、1号子どもについては食材料費全体が実費徴収の対象（公定価格外）、2号認定子どもについては主食費のみが実費徴収の対象（副食費は保育料として公定価格内）とされていたところ、保育料を無償化することとした際に、1号と2号で無償化の対象範囲の差異が生じることとなるおそれ。
- そのため、2号認定子どもの副食費については公定価格から外に出し実費徴収額として整理し直すことで、1号認定子ども・2号認定子ども共通の仕組みとして、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。
  - 副食費の実費徴収化によって負担が増加する世帯が生じないよう、保育料が元々ゼロ円であった生活保護世帯やひとり親世帯等はもちろん、さらに対象を拡充（年収360万未満世帯）した上で副食費の免除を行うための加算を10月から創設する。（1～2号共通）
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。（食材料費全体が保育料として公定価格内）



## 2 号認定子どもの副食費の設定について

- 1号子どもについては、既に主食・副食ともに実費徴収となっているため、それらの費用の設定について特段変更の必要はない。（ただし、免除対象者分の副食費は加算で交付され、免除対象者の副食費は徴収できなくなる。）
- 2号子どもについては、10月以降副食材料費について新たに設定することが必要であり、その基本的な考え方は以下の通り。（これらの考え方は国から通知・FAQ等により示す予定）

### 【基本的な考え方】

- ◆ 現在も保護者が負担しているほか、在宅の場合も含め日常生活で生じること、無償である義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえ、主食費・副食費ともに、保護者から徴収可能な費目に位置付ける（額の設定は事前に保護者に説明し同意を得る必要あり）
- ◆ 第2号認定子どもの保育料のうち、4,500円が副食費分であることを踏まえ、副食費に係る各施設による徴収額の目安を月額4,500円とする。各施設は、この目安を参考にしつつ、実際に給食提供に要した費用を勘案して徴収額を設定する。なお、主食費と副食費を分けて徴収する必要はない。
- ◆ 各施設で設定する具体的な徴収額は、施設全体で食材料費を利用児童数で除するなど、平均的な費用の額を算出するものとし、一人一人の実際の摂取量等に基づく額を算出する必要はない。

### 【アレルギー除去食など特別食の取扱い】

- ◆ 副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一が原則。アレルギー除去食等の特別食の提供に伴い必要・不要となる食材料費を個別に算出する必要はなく、施設全体で平均的な費用の額を算出する。なお、調理に係る人件費は、食材料費には当たらない。

### 【副食費に含まれるものについて】

- ◆ おやつや牛乳、お茶代は副食費に含む。調理に係る人件費や光熱水費、減価償却費は、副食費ではなく、基本分単価等を含む。

### 【副食費の減額について】

- ◆ 一定の日・期間の欠席など、あらかじめ利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、運営実態に応じて、保護者の理解が得られる形で、減額等の対応をすることは妨げない。
- ◆ 月途中の退園や入園等の場合は、施設型給付費及び地域型保育給付費の考え方に基づき、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。



# 副食費の免除対象者の考え方

## 【基本的な考え方】




- ◆ 各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、以下の場合を除き副食費の徴収を行う。
  - 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者（低所得世帯及び第3子以降）の副食費
  - 3号認定子どもの給食費
- ◆ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算（10月から創設）により公費負担。

## 【徴収免除対象者について】

- ◆ 10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおり。
  - 年収360万円未満相当世帯の子ども
  - 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども



### ・ 1号認定子ども

所得階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

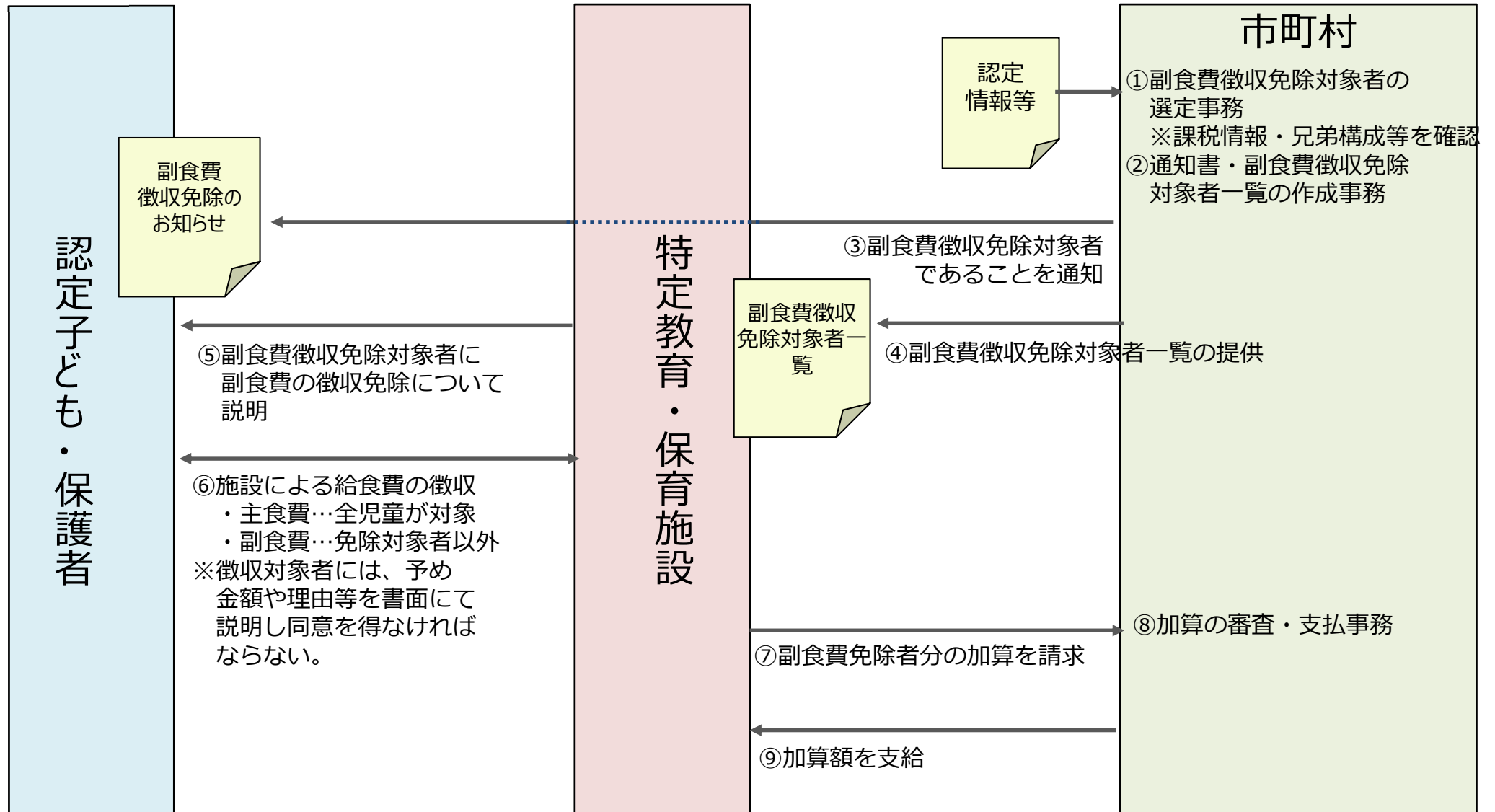
 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲  
 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲  
 今回、新たに副食費を免除する範囲

### ・ 2号認定子ども

所得階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子
第3階層（年収330万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子
第4階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第2子	第3子以降
	その他	第1子	第2子
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲  
 今回、新たに副食費を免除する範囲

# 副食費免除加算（仮称）の事務フロー（新制度幼稚園、認定こども園）



### 第3子以降の子どもの算定基準

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとする。

	第1号認定子ども	第2号・第3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計含む）	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前（同一世帯内のみ）	小学校就学前（同一世帯内のみ）

### 副食費の徴収免除に関する情報の通知及び公定価格における副食費の加算

#### 【基本的な考え方】

- ◆10月から、徴収免除対象者に係る副食費については、加算により公費負担する。それ以外については、各施設が保護者から直接徴収する。
- ◆居住地市町村は、各施設及び認定保護者に対し、副食費の徴収免除に関する事項を通知する。

#### 【新たな公定価格上の副食費の加算の運用】

- ◆新たな加算は、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、居住地市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて計算し、請求・支給することを基本とする。（月額4500円より低い副食費であっても返納等は不要）

- ①第1号認定子ども…月額4,500円×（当該月における給食実施日数÷基準日数）※基準日数を何日にするかは検討中  
 ※実施日数は、子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。（給食実施加算同様）  
 ※ミルクのみ、おやつのみといった給食は対象外。完全な副食の提供であることが必要。（給食実施加算同様）
- ②第2号認定子ども…月額4,500円

# 預かり保育の無償化

# 預かり保育の無償化の概要

## 対象者

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども

- ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
- ② 満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども（新3号）

## 無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給

- ① の子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
- ② の子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

## 支払い方法

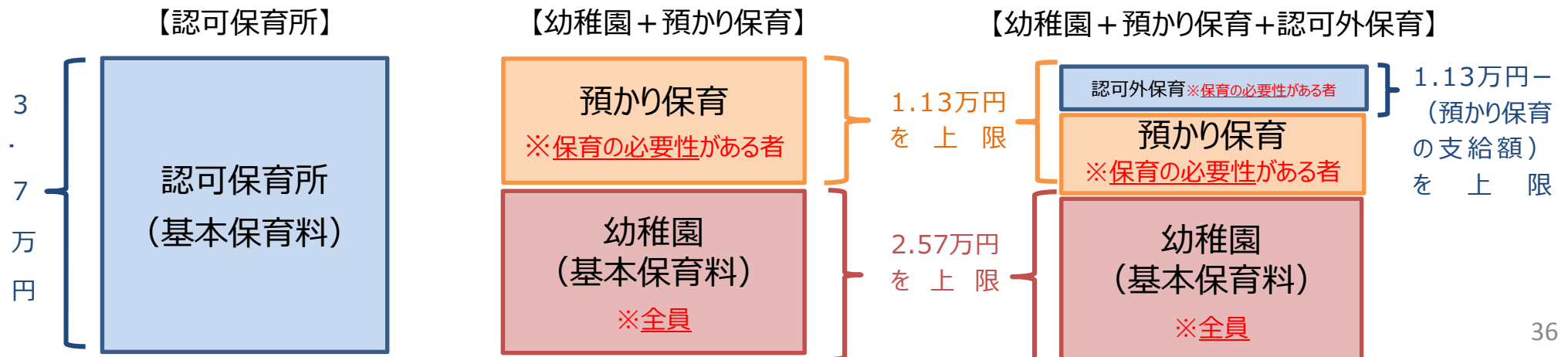
償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可

## 幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・ その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

## 預かり保育の実施基準

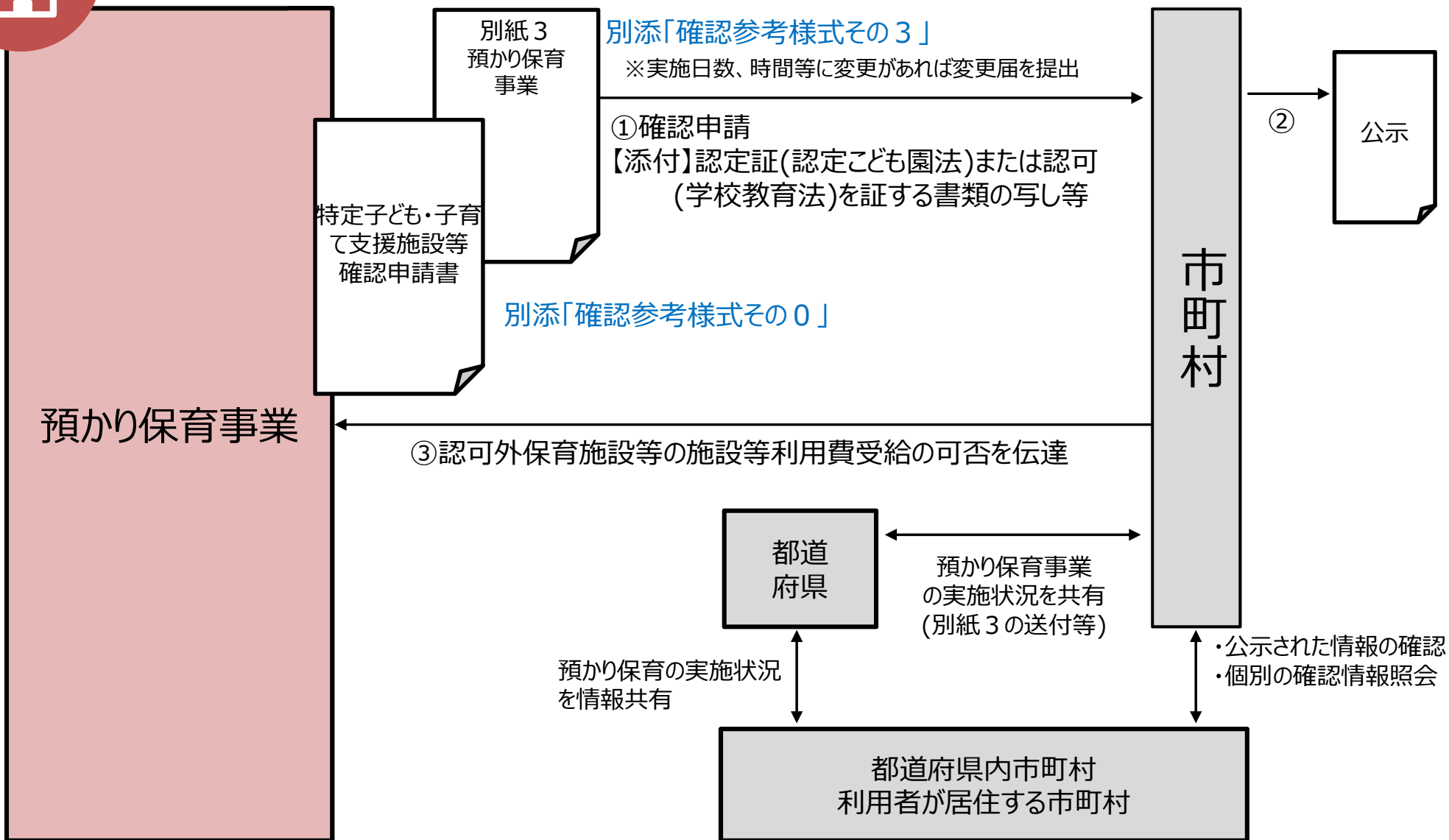
幼稚園教育要領等に基づき実施し、一時預かり事業同様の年齢別職員配置基準を満たすことが必要。質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の施設・設備等の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。



STEP  
1



# 預かり保育の無償化対象施設の「確認」の事務フロー



# 預かり保育が満たすべき基準等について

## ■ 施設所在市町村が「確認」する基準（無償化対象施設の要件：子ども子育て支援法施行規則で規定予定）

【配置基準】 3歳児 20：1、4・5歳児 30：1 （預かり保育園児数／職員数）

【職員要件】 ・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上（当分の間、3分の1以上）を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。

・担当職員について、預かり保育に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。 ※教育課程担当職員が対応可

【教育内容】 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領又は特別支援学校幼稚部教育要領に準じて行うこと。

【設備】 食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

## ■ 都道府県が指導監督する内容（望ましい基準：各都道府県に通知で発出予定）

- ・ 内閣府令で定める基準については、最低限満たすべき基準として指導監督
- ・ 満たすべき基準に加え、預かり保育の質の確保・向上の観点から望ましい基準として以下の事項を指導監督

【職員要件】 有資格者以外の職員についても、子育て支援員又は隣接免許状の所有者を配置すること

【面積基準】 子供1人当たり1.98平米の保育室を備えること

一時預かり事業と同様の基準を満たすよう求めるが、一時預かり事業の受託が要件ではない。  
⇒私学助成・一時預かり事業など運営費補助の形態を問わず全ての預かり保育が対象！

(確認参考様式0)

確認参考様式その0（共通がみ）

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

〇〇市町村長

申請者所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(または名称)

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 ( <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 ) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 ( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体 )			
設置者・事業者名※	_____			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____			
代表者	TEL: _____	メールアドレス: _____		
	職名 _____	フリガナ _____	氏名 _____	
	住所 _____	生年月日 _____	昭和 _____	平成 _____ 年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象） <input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象） <input type="checkbox"/> 病児保育事業			
事業開始（予定）年月日	_____ 年 月 日			

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面



# （確認参考様式 3）

## 確認参考様式その3（預かり保育）

### （別紙3 預かり保育事業）

#### 1. 事業所に関する事項

施設の種類の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
事業の種類別	<input type="checkbox"/> 私学助成（預かり保育推進事業） <input type="checkbox"/> 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） <input type="checkbox"/> 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業 <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業		
名称			
所在地	〒 - - TEL: - - FAX: - -		
事業の管理者	職名	フリガナ	氏名
	住所	生年月日	昭和 平成 年 月 日

#### 2. 運営に関する事項

##### 預かり保育事業の利用児童数及び職員配置

	預かり保育利用児童数	職員の配置基準	配置職員数		(参考) 基準に基づく配置職員数		(参考) 在籍園児数
			うち有資格者数	うち有資格者数	うち有資格者数	うち有資格者数	
平日（標準時）	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	-	-	-	-	人
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	
	合計	0人					
長期休業中	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	-	-	-	-	人
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	
	合計	0人					
休日	3歳児（満3歳児を含む）	20:1	-	-	-	-	人
	4・5歳児	30:1	-	-	-	-	
	合計	0人					

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

#### 3. 事業の実施状況

##### (1) 預かり保育事業の実施時間

	曜日	登園前	教育課程時間	降園後
平日		～	～	～
		～	～	～
		～	～	～

長期休業日	曜日	預かり時間
		～
		～
		～

休日※	曜日	預かり時間
		～
		～
		～

※土曜・日曜・祝祭日

##### (2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	休日	合計
年間実施日数				0日

##### (3) 食事・おやつ提供の有無等

- 食事・おやつ提供の有無  有  無  
 →（提供有の場合）加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無  有  無  
 →（必要性有の場合）加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無  有  無

#### 4. 利用料金

##### (1) 預かり保育事業の料金

	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
休日				

※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

※食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。

##### (2) 食事代及びおやつ代

	1回	月極
食事代		
おやつ代		

#### 5. 設備・面積

部屋の名称	保育室ごとの受入れ人数等	預かり保育実施保育室面積
たんぼぼ	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
ひまわり	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

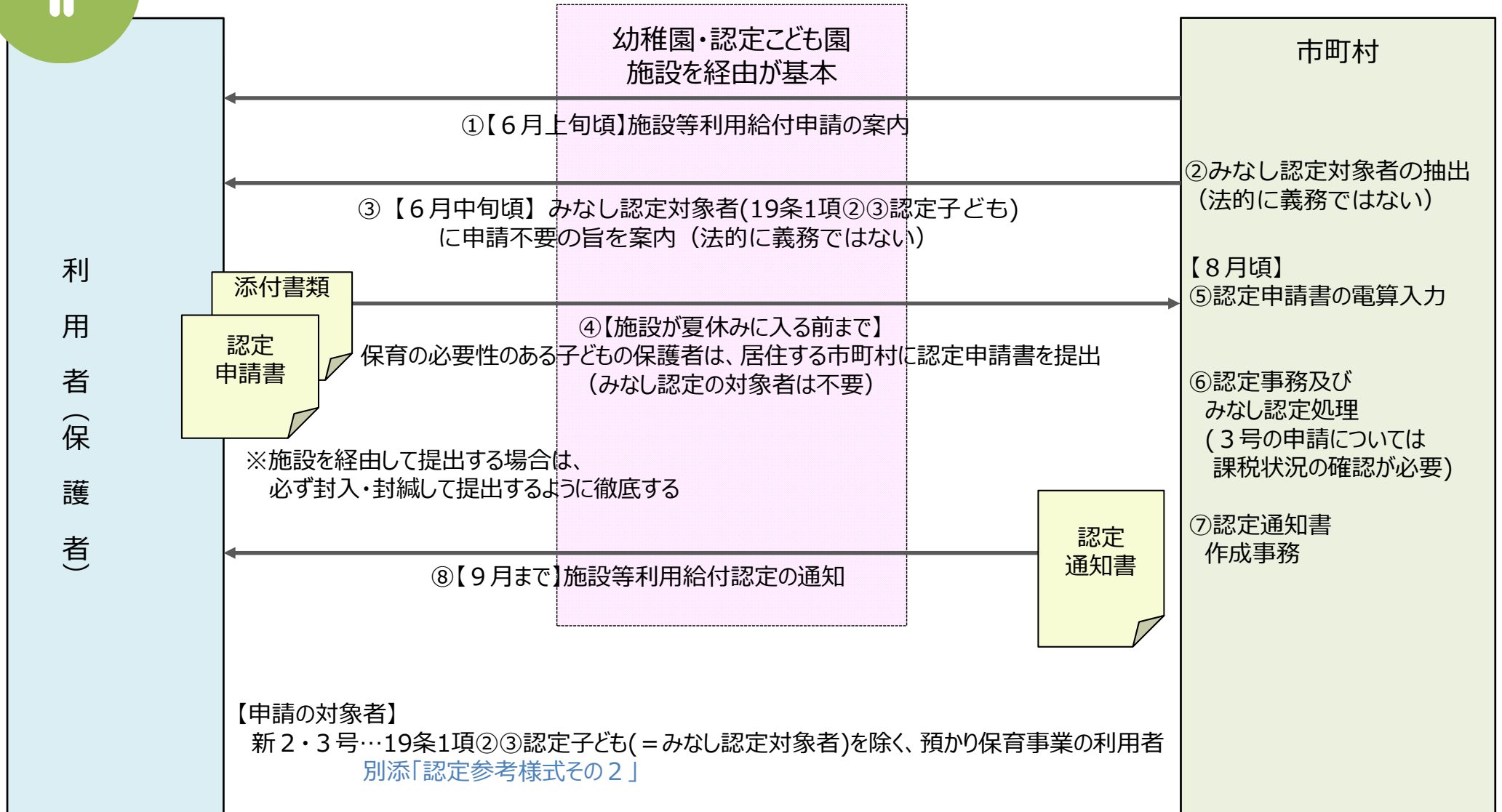
##### （添付書類）

- 認定こども園…認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し  
幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
- 料金表及び利用案内・パンフレット
- 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）

STEP  
2



# 支給認定の事務フローについて



※支給認定の有効期間は卒園までだが、保育の必要性について毎年現況確認が必要

# （認定参考様式2）

第〇号様式 **【認定参考様式その2】**  
 申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) (宛先) ○○市町村長

- 【申請にあたって同意していただく事項】**
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
  - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
  - 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
  - 前年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
  - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
  - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する※1)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

（窓口申請者）	フリガナ	申請希望日（施設利用開始日）	年 月 日
	氏名	現住所	〒 _____
（子ども）	フリガナ	申請希望日	年 月 日
	氏名	生年月日	年 月 日
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)		左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にシ点を付けて下さい。 <input type="checkbox"/> 市民税所得割非課税に該当
	該当する□にシ点を付けて下さい。		
保育を必要とする理由	(子から見た説明) 父・母・その他 ( ) <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	(子から見た説明) 父・母・その他 ( ) <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
認定希望日の前年1月1日現在の住所 ※2	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	

※2. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

認定希望日の前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
-----------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

※3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号(マイナンバー)は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

（生計の中心者の保護者及び同居者）	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
			個人番号	個人番号		
1			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
2			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
3			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
4			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
6			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
7			年 月 日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

<必ず裏面も記入して下さい>

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就労 種別	就労種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ( )	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ( )
	通勤手段・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 ( ) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 ( ) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	前年1月1日以降の転職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から
妊娠・出産 (申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日		
疾病・障害等	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
介護・看護	被介護者名 (申請子どもとの続柄: ) 受診等の状況 <input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名 ( )	被介護者名 (申請子どもとの続柄: ) 受診等の状況 <input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名 ( )	
災害復旧	災害の状況:	災害の状況:	
求職活動等	活動の内容:	活動の内容:	
就学	通学手段・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 ( ) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 ( ) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	就学の目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他 ( )
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
卒業後の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	
その他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類（以下の中から該当する書類を添付して下さい）

1 居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
2 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
3 出産前後の方(出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
4 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
5 保護者が病気の方	診断書
6 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
7 保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
8 保護者が求職中の方	求職活動誓約書
9 認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)

# 施設等利用給付における「保育の必要性」認定とは

- 子ども子育て支援新制度における2号認定を取得するための要件と同一。
- 保育必要量の認定は不要であり、また保育所入所時とは異なり優先利用・ポイント付け・利用調整等を行わない ⇒いずれかの要件に該当すれば保育の必要性認定を取得可能。
- 「求職活動」の取得・更新要件については、今後一定のルール化を予定。

## ①事由

- 1 就労（月48～64時間以上）
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

## ②区分（保育必要量）

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

## ③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

## 保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ

Aグループ（10点）

○○ ○○

□□ □□

.....

計 X人

Bグループ（9点）

△△ △△

□□ ○○

.....

計 Y人



# 幼稚園・認定こども園における預かり保育利用実態について

- 幼稚園においては、保護者の保育ニーズに対応して、教育課程に係る教育時間（4時間）の前後に園児を預かる「預かり保育」を一般的に実施（私立94.6%、公立63.5%）。これにより、3歳以上の待機児童の抑制・減少にも大きく寄与。
- **幼稚園等利用者の約三分の一に保育の必要性が認められる所であり、「当園には保育の必要性のある子どもはいない」と早合点するのではなく、保護者の保育ニーズを丁寧に捉えて預かり保育の実施やその無償化への積極的対応を御願いたい。**

## 平成28年度 幼稚園・認定こども園における預かり保育利用実態調査 結果概要

〈調査時点〉平成28年度（1年間の実績を調査）

〈回収状況〉有効回答率 85.2%（公立87.3%（4,180園／4,790園）、私立84.2%（8,189園／9,730園））

※個々の項目によって、有効回答率が上記より低い場合もある

### 1. 各園における預かり保育の実施状況（実施割合・年間実施日数・実施時間）

		公立	私立	合計
実施割合（実施園数/総園数）		63.5%	94.6%	84.1%
年間実施日数 （平均）	平日	173日	190日	186日
	長期休業日	36日	35日	36日
	休日	45日	39日	40日
実施時間 （平日・平均）	開始時刻 （教育時間前）	7:51	7:38	7:40
	終了時刻	17:09	18:03	17:49

## 2. 各園児の預かり保育の利用状況

(1) 利用割合・利用事由ごとの内訳 ※内訳は、把握している園のみのデータ

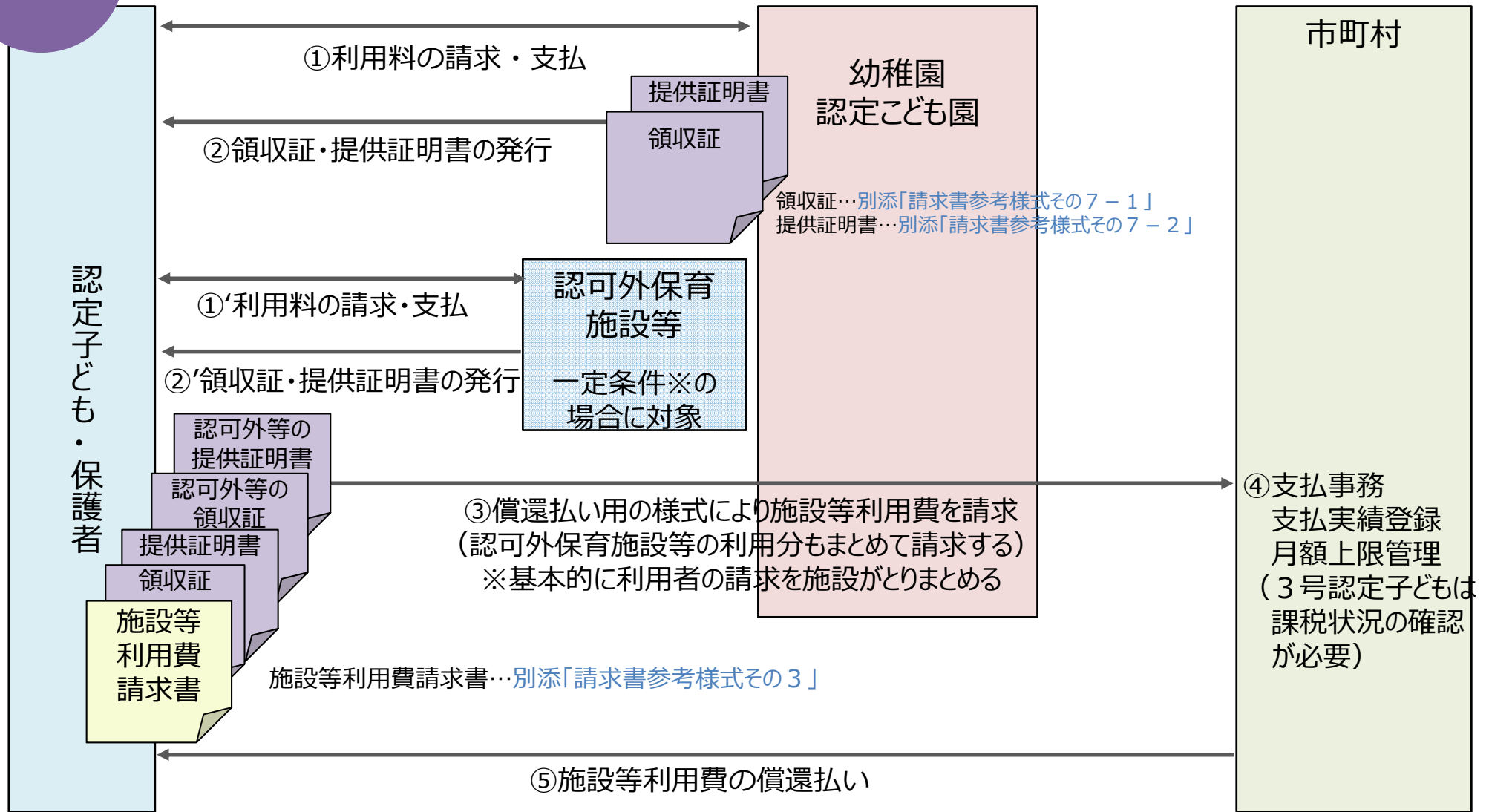
		公立	私立	合計
利用割合 (利用園児数/総園児数)		45.6%	66.3%	63.0%
保育認定事由	フルタイム	12.7%	12.1%	12.2%
	パートタイム① (64h超)	6.8%	11.4%	10.6%
	パートタイム② (48~64h)	2.0%	6.4%	5.7%
	就労以外 (親族の介護等)	3.2%	3.7%	3.9%
	合計	24.8%	33.5%	32.2%
その他		20.8%	32.7%	30.9%

(2) 年間利用日数・利用時間 ※保育認定事由に該当する保護者の利用状況を調査

		公立	私立	合計
年間利用日数（平均）		142日	118日	124日
利用時間（平日・平均） ※教育時間を除く		3.3時間	3.3時間	3.3時間

STEP  
3

# 給付申請の事務フローについて



※認可外保育施設等の利用が施設等利用費の対象になる場合

- ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満 または
- ②年間開所日数200日未満のいずれか の場合に、上限額の範囲内で施設等利用費の支給の対象になる。

# （請求書参考様式その7-1 ：領収証）

第〇号様式(第〇条関係)

【請求書参考様式その7-1-1】

年 月 日

## 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用料(保育料・入園料等)

納入者 \_\_\_\_\_ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料( 年 月分)として

設置者名称 \_\_\_\_\_

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

施設・事業所の名称 \_\_\_\_\_

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額	円 (下記①～③の合計額)
-------------------------	---------------

### 【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

1. 当該月分の保育料の内数として 円 ①
2. 入園料(納入月に記入)として 円 ②
- ※入園月以前に納入があった場合は入園月に記入
3. 当該月分の預かり保育事業の利用料として 円 ③
- (預かり保育事業の利用日数 \_\_\_\_\_ 日)

### 【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

〇〇費、〇〇費、〇〇費等として 円



# (請求書参考様式その7-2 : 提供証明書)

第〇号様式(第〇条関係)

【請求書参考様式その7-2】

## 特定子ども・子育て支援提供証明書

【令和 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄	認定 子ども	フリガナ		法第30条の4の認定種別		
	氏名				氏名		<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

(以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日(提供日数)」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能)

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した日(提供日数)	提供時間帯※1	費用※2
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日 ( 日 )	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※2 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	Ⓜ
施設・事業所の名称	

# （請求書参考様式その3）

第〇号様式（第〇条関係）

【請求書参考様式その3】

請求日 年 月 日

（宛先） ●●市長

## 施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。  
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、●●市内に居住していることを●●市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを●●市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を●●市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を●●市が確認すること。

### 1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	〒
氏名	現住所
印	電話：
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	
認定子どもとの続柄	

### 2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年月日～年月日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

### 3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	所在地	〒
施設名称	(市外の場合のみ記入)	電話：
年月日～年月日の間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年 月 日

### 4. 償還払いの振込先を記入して下さい（※1）

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

### 5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入（※2）

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
④	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
⑤	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：
⑥	フリガナ 施設・事業名	所在地	〒 電話：

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

### 6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※3参照）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する書類（利用施設からの領収書、口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）を添付して下さい。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

注）本参考様式は、償還払いの頻度が年4回（3か月毎）の場合としています。

# 預かり保育の利用日数に応じた支給額算定の方法について

## 算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

- 預かり保育の利用日数×日額単価（**450円**）で**月毎**に個人の支給限度額を計算  
 （支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円）。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする（償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可）
- 園は保護者に対して利用日数と領収額を明記した領収証を発行し、保護者は支給申請書に領収証を添付して申請
- なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能（※ただし、一時預かり事業（幼稚園型）等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有）。

月内の支給額算定例①【時間設定】	月内の支給額算定例②【日額設定】	月内の支給額算定例③【月額設定】
【前提①】 ある園の預かり保育利用料設定 100円/時間	【前提①】 ある園の預かり保育利用料設定 400円/日	【前提①】 ある園の預かり保育利用料設定 10,000円/月
【前提②】 ある園児の利用日数 20日（1日3時間）	【前提②】 ある園児の利用日数 20日	【前提②】 ある園児の利用日数 18日
《各月支給限度額》・・・A $450円 \times 20日 = 9,000円$	《各月支給限度額》・・・A $450円 \times 20日 = 9,000円$	《各月支給限度額》・・・A $450円 \times 18日 = 8,100円$
《各月利用実績》・・・B $100円/時間 \times 3時間 \times 20日 = 6,000円$	《各月利用実績》・・・B $400円 \times 20日 = 8,000円$	《各月利用実績》・・・B 10,000円
《支給額の算出》 A 9,000円 > B 6,000円であることから、 6,000円を支給	《支給額の算出》 A 9,000円 > B 8,000円であることから、 8,000円を支給	《支給額の算出》 A 8,100円 < B 10,000円であることから、 8,100円を支給

# 幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化の取扱いについて（概要）

## 【ポイント】

- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満）に限り、**認可外保育施設等の利用も無償化の対象**
- 認可外保育の無償化に係る給付額は、預かり保育の無償化上限額（月額1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額。
- 基本的には、園は保護者が提出する給付申請書・領収証（認可外保育施設等を含む）をまとめて市町村に提出。

## 【申請パターン】

各園における預かり保育の実施状況	預かり保育に係る無償化の給付額	認可外保育施設等に係る無償化の上限額
預かり保育を実施していない場合	—	1.13万円（※）
平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施していない場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む）	1.13万円（※）
	0.8万円（例）	1.13万円（※）－0.8万円 ＝0.33万円
	1.13万円（※）【給付上限額】	1.13万円（※）－1.13万円＝0円
平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施している場合	利用しない（預かり保育を利用しているが、給付申請しない場合を含む）	各園で十分な水準の預かり保育が実施されていることを踏まえ、預かり保育の利用状況に関わらず、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外
	0.8万円（例）	
	1.13万円（※）【給付上限額】	

（※）給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円

# 預かり保育に加えて認可外保育施設等を利用する場合の給付額算定の方法について

**算定方法のポイント：預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額を上限に給付**

- 預かり保育の利用日数×日額単価（**450円**）で**月毎**に個人の給付限度額を計算  
 （給付限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円。当該給付限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を給付額とする）
- 預かり保育の無償化限度額（1.13万円又は1.63万円）－預かり保育の無償化給付額で算出された額の範囲内で他のサービス部分を給付（他のサービスの給付限度額は日ごとの管理は不要）

## 月内の給付額算定例①【預かり保育+認可外保育施設】

### ≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を月15日利用し、認可外保育施設を月5日利用

- ・預かり保育利用料 400円/日
- ・認可外保育利用料 3,000円/日

### ≪預かり保育の無償化給付額≫

（実利用料） （給付限度額）  
 $400円 \times 15日 = 6,000円 < 450円 \times 15日 = 6,750円$   
 ⇒実利用料の方が小さいため、6,000円を給付

### ≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

$11,300円 - 6,000円 = 5,300円$

### ≪認可外保育施設の無償化給付額≫

（実利用料） （給付限度額）  
 $3,000円 \times 5日 = 15,000円 > 5,300円$

⇒給付限度額の方が小さいため、5,300円を支給。  
 ⇒預かり保育と合計で11,300円が給付される。

## 月内の給付額算定例②【預かり保育なし+一時預かり+ファミサポ】

### ≪算定例の前提≫

4歳児が預かり保育を利用せず、一時預かりを一日3時間・月5日、ファミサポを一日3時間・月5日利用

- ・一時預かり事業利用料 1,000円/時間
- ・ファミサポ利用料 700円/時間

### ≪預かり保育の無償化給付額≫ 0円

### ≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫

$11,300円 - 0円 = 11,300円$

### ≪一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額≫

一時預かり事業：1,000円×3時間×5日 = 15,000円①  
 ファミサポ：700円×3時間×5日 = 10,500円②  
 ①+② = 25,500円

（実利用料） （給付限度額）  
 $25,500円 > 11,300円$

⇒給付限度額の方が小さいため、11,300円を支給。

# 新制度園に係る無償化のポイントまとめ

- 1 保育料の無償化については、これまでの利用者負担額（保育料）が全て施設型給付として園に給付され、園としては保育料を不徴収。（上乗せ徴収可能）
- 2 2号子どもについては額を定めて副食費を実費徴収する必要。低所得世帯等の免除対象者については副食費を徴収できなくなる一方で、その分が副食費の免除にかかる加算として各園に給付。（1～2号共通）
- 3 預かり保育の無償化のために、①確認申請 ②支給認定 ③給付申請の3ステップが必要。保護者が提出する書類は園を経由して市町村に提出してもらうのが基本となる。園としては、確実に確認申請を行うことと、園児毎の利用日数を把握した上で、給付額の裏付けとなる領収証＋提供証明書を発行していただく事が最も重要。
- 4 預かり保育の無償化の支給限度額は利用日数×450円で計算（上限は月額11,300円）。預かり保育が十分な水準ではない場合（平日開所時間8時間未満又は年間開所日数200日未満）は、11,300円から預かり保育の支給額を引いた差額で認可外保育施設等の給付が受けられる。

## よくある御質問と回答

### Q. 預かり保育については施設による代理受領は可能ですか？

A. 市区町村と協議の上、預かり保育の利用料を幼稚園等が保護者に代わって市町村に請求・受領すること自体は可能です。一方、預かり保育の施設等利用費は、上限額を日額450円×利用日数で計算する仕組みのため、仮に幼稚園等が預かり保育事業利用分を保護者に代わって代理請求した場合、幼稚園等は認定子どもごとの利用日数が確定した段階で、施設等利用費と幼稚園等が設定する預かり保育事業の利用料との差額を認定保護者に請求する等の必要があり、事務が繁雑となることに留意が必要です。

### Q. 幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか？

A. 年単位（年度単位）ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限1.13万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みを想定しています。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。（認定こども園（教育・保育給付第1号認定）、特別支援学校幼稚部も同じ。）。

## よくある御質問と回答

**Q. 預かり保育事業の確認の基準として、担当職員が「専ら預かり保育事業に従事する」というものがありますが、これは専任の職員の雇用を求めるものですか？**

**A.** 「専ら預かり保育に従事する」とは、担当職員が預かり保育に従事している時間は、預かり保育に専従するという意味であり、その他の時間に他の業務に従事することを妨げるものではありません。このため、例えば、教育課程担当職員が午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育を担当するような運用も可能です。

この場合、校務分掌や発令等により担当を明確にしておくことのほか、特に新制度幼稚園が一時預かり事業も受託している場合などにおいて、公定価格において必要教員として措置されている常勤職員を一時預かり事業の配置職員として二重で計上するなど、公費の二重給付とならないよう御対応いただくことが必要となることに御留意ください。



# Outline

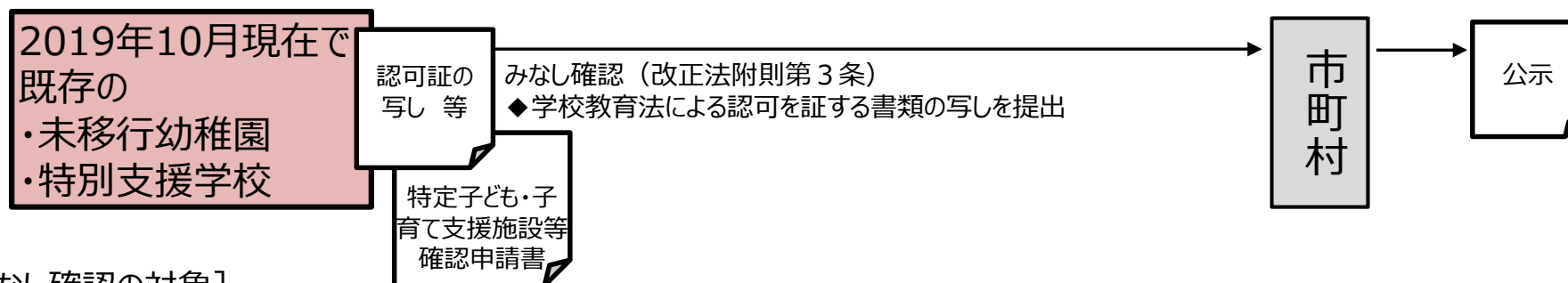
- 1 幼児教育の重要性と無償化への経緯
- 2 幼児教育無償化の制度の全体像
- 3 新制度園の対応
- 4 私学助成幼稚園の対応
- 5 その他のポイントについて

# 保育料の無償化

STEP  
1

# 私学助成園の保育料無償化対象施設の「確認」の事務フロー

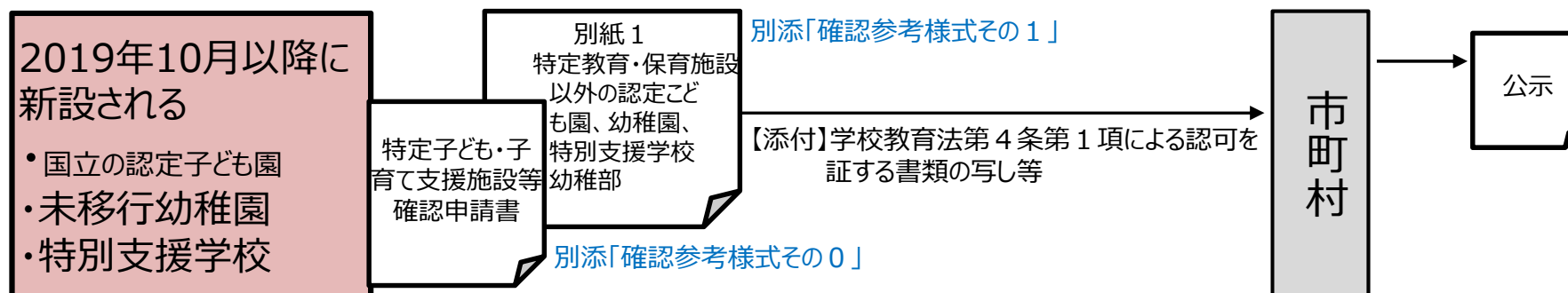
## ① 2019年10月現在で既存の未移行幼稚園・特別支援学校 ⇒新たな「確認」は不要



[みなし確認の対象]

- ・既存の未移行幼稚園・特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、確認申請手続は不要。
- ・市町村は最低限度、施行日までに学校教育法による認可を証する書類の写しの提出を求める。  
（・国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認する。）

## ② 2019年10月以降に新設される国立の認定こども園・未移行幼稚園・特別支援学校 ⇒「確認」が必要



## (確認参考様式0)

## 確認参考様式その0（共通がみ）

## 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

〇〇市町村長

申請者所在地 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(または名称)

代表者氏名 \_\_\_\_\_

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

## 1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人			
	<input type="checkbox"/> 法人以外 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体			
設置者・事業者名※	_____			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____			
	TEL: _____		ファクス: _____	
代表者	職名	フリガナ	_____	
		氏名	_____	
	住所	生年月日	昭和 平成	年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

## 2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設
	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象）
	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象）
	<input type="checkbox"/> 病児保育事業
事業開始（予定）年月日	_____ 年 月 日

## (添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

# （確認参考様式 1）

確認参考様式その1（特定教育・保育施設以外の新設の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部）

（別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部）

1. 施設に関する事項

施設の種類の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園（子ども・子育て支援法第7条第10項第1号に規定する施設） <input type="checkbox"/> 幼保連携型 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 地方裁量型 <input type="checkbox"/> 幼稚園（子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に規定する施設） <input type="checkbox"/> 特別支援学校（子ども・子育て支援法第7条第10項第3号に規定する施設）			
	名称			
所在地	〒 — — — — —			
	TEL: — — — — — FAX: — — — — —			
施設管理者	職名	フリガナ		
	住所	氏名	生年月日	昭和平成 年 月 日

2. 運営に関する事項

(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日すべてにレ点を入れてください。）  
 日曜日    月曜日    火曜日    水曜日    木曜日    金曜日    土曜日

(2) 開園（開校）時間

曜 日	開 園 ・ 開 校 時 間 ※
平 日	～
土 曜 日	～
日 曜 日	～

※24時間表記で記入してください。

(3) 認可定員等

認可定員	学級編制	学級
------	------	----

(4) 利用料金等

	年額	月額	半期	その他
保育料				
入園料				
その他 ( )				

有（有の場合は、以下も記入してください。）

食事の提供の有無	提供日	<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日 <input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
食事代	食事代	<input type="checkbox"/> 1食当たり 0円 <input type="checkbox"/> 月当たり 0円						
	食事代	<input type="checkbox"/> その他 ( ) 0円						

・上記の食事代は、パンフレット等に記載している保育料に含んでいますか  
 はい    いいえ

無

(5) 職員配置の状況

職員数(※1)		常勤(※3)	非常勤(※4)	合計
職種の別の内訳	教員(※2)			0人
	事務職員			0人
	寄宿舎指導員			0人
	その他 ( )			0人
	その他 ( )			0人
合 計		0人	0人	0人

※1 特別支援学校の場合、幼稚部担当に限らず、学校全体の職員数を記載してください。

※2 園長、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭・講師を含めてください。

※3 有期雇用職員を含めて記載してください。

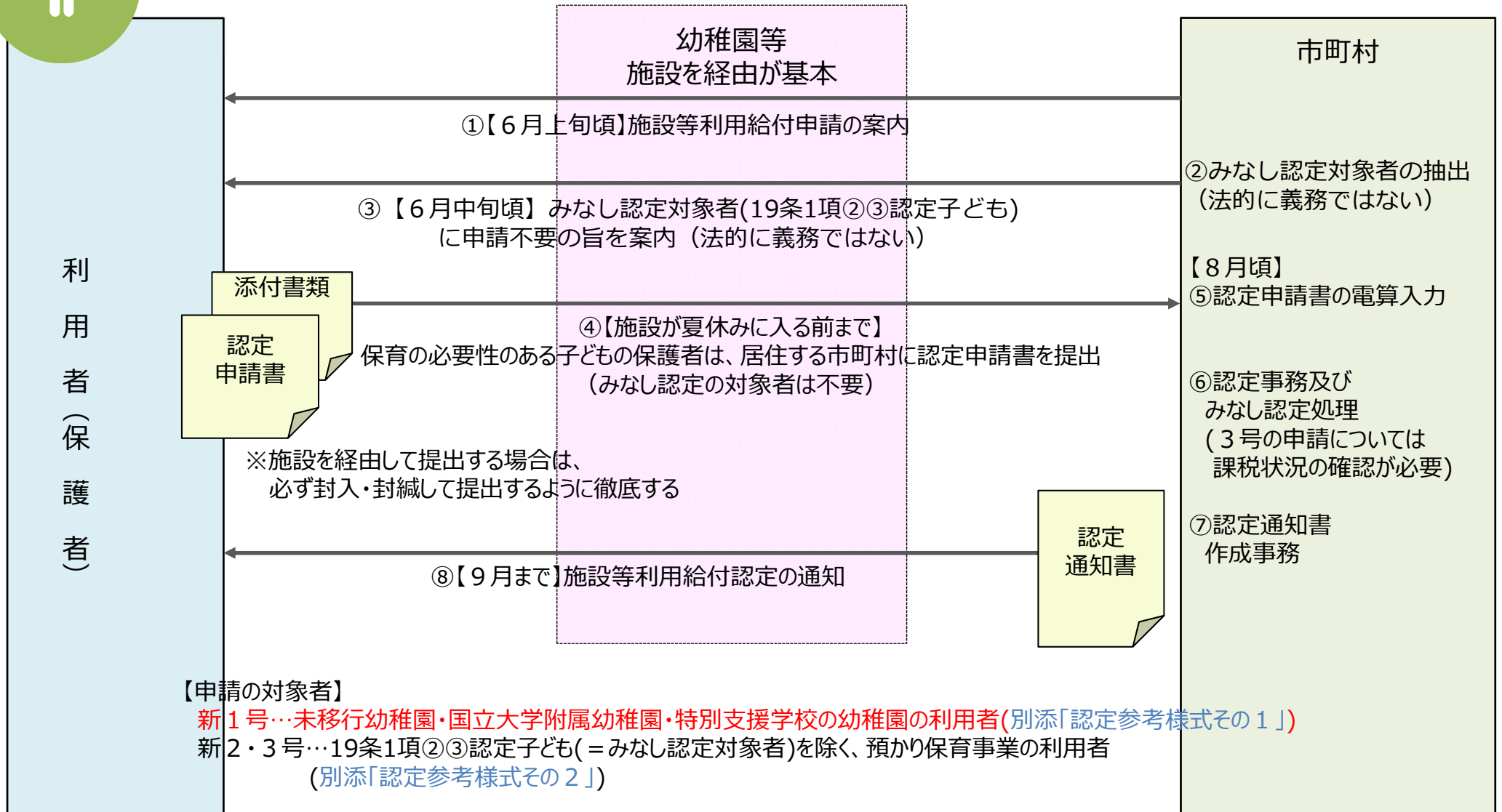
※4 実雇用(任用)人数を記載してください。（常勤換算は不要。）

(添付書類)

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

STEP  
2

# 支給認定の事務フローについて（預かり保育と同じ）



※支給認定の有効期間は卒園までだが、保育の必要性について毎年現況確認が必要

（認定参考様式 1）

第〇号様式（第〇条関係）

【認定参考様式その1】

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）

（宛先）〇〇市町村長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		年 月 日		
（窓口申請者）	フリガナ		申請子どもとの続柄	現住所	〒 _____	
	氏名	印		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 _____	
	日中の連絡先（電話番号）			*確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）	③	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他（ ）
子ども申請	フリガナ		現住所	〒 _____	個人番号（マイナンバー）	
	氏名		申請者と異なる場合のみ記載			
			生年月日	年 月 日		

利用（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 _____ 市 _____ ( )
施設名		利用開始予定日	年 月 日

# （認定参考様式2）

第〇号様式  
申請者の方 この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

【認定参考様式2】

年 月 日

## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) ○〇市町村長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めことがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

フリガナ	認定希望日(施設利用開始日)		年 月 日
	氏名	申請子どもとの続柄	現住所
フリガナ		フリガナ	フリガナ
氏名		氏名	氏名
フリガナ		フリガナ	フリガナ
氏名		氏名	氏名
フリガナ		フリガナ	フリガナ
氏名		氏名	氏名

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

※3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年1月1日を課課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
施設名	施設名	施設名	施設名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
施設名	施設名	施設名	施設名

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
施設名	施設名	施設名	施設名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
施設名	施設名	施設名	施設名

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名	氏名	氏名	氏名

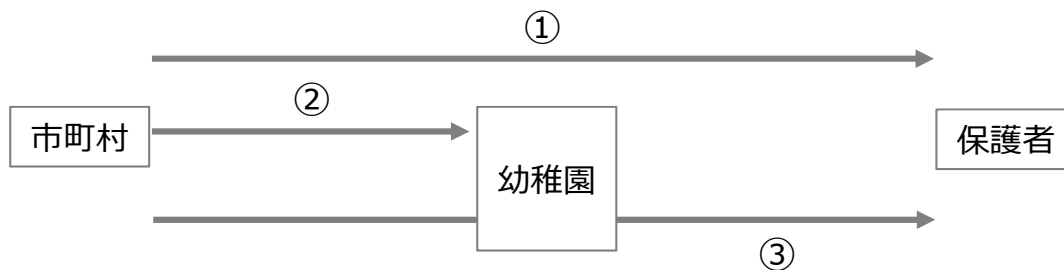
添付書類(以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1	居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
2	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
3	出産前後の方(出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
4	保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
5	保護者が病気の方	診断書
6	保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書
7	保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
8	保護者が求職中の方	求職活動誓約書
9	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)



# 現行の就園奨励費における補助支給額の給付事務の実態について

## i. 給付ルートについて



①市町村→保護者へ給付	165	14.6%
②市町村→幼稚園（徴収する保育料を相殺）	151	13.4%
③市町村→幼稚園→保護者へ給付	789	69.9%
その他	23	2.0%
計	1128	

← 償還払いが8割

## ii. 給付方法について

直接保護者へ手渡し	182	16.1%
銀行振込	825	73.1%
その他	121	10.7%
計	1128	

<手数料の取り扱いについて>

※給付方法で「銀行振込」を選択した場合のみ回答

○負担者について

幼稚園負担	29	3.5%
市（区）町村負担	163	19.8%
保護者負担	13	1.6%
園によって様々	49	5.9%
その他（※）	571	69.2%
	825	

※金融機関と相談の上、手数料を無料としているケース

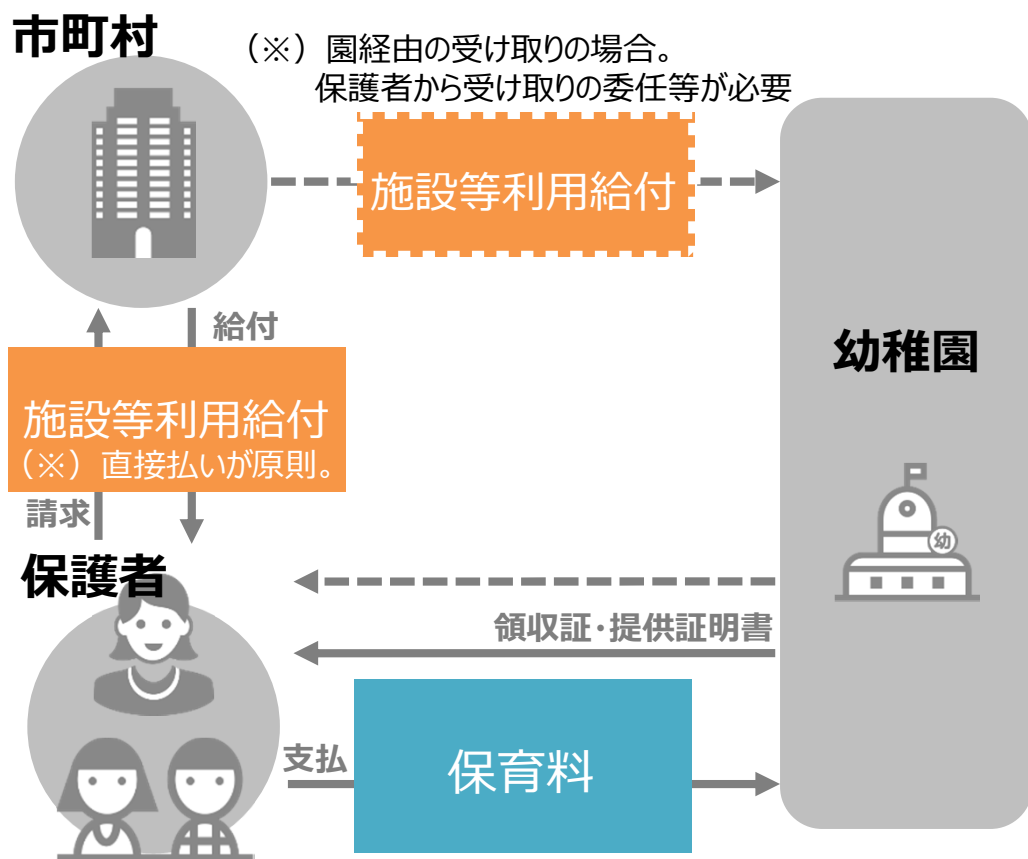
## iii. 支給予定回数について

1回	786	69.7%
2回	275	24.4%
3回	45	4.0%
その他	22	2.0%
計	1128	

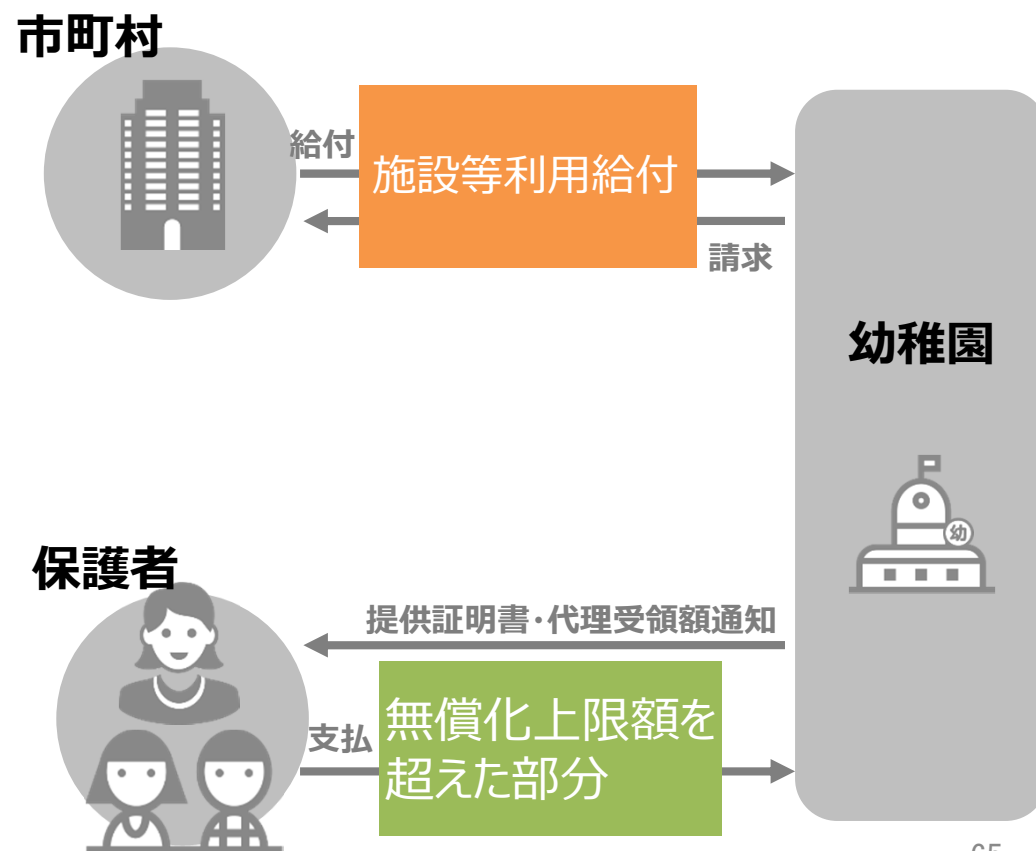
# 私学助成園の施設等利用給付の2つの類型（償還払い、法定代理受領）

- これまでの就園奨励費と同様、償還払いにするか代理受領にするかは市町村が柔軟に判断可能。
- 法定代理受領は保護者の立て替え払いが不要で事務が簡略であるといったメリットがあり、保育料給付に当たって所得判定が不要となったことにより代理受領は実施しやすくなることから、国としても交付金の給付を早期に行うなど、各自治体の法定代理受領の導入を支援。

## 償還払い

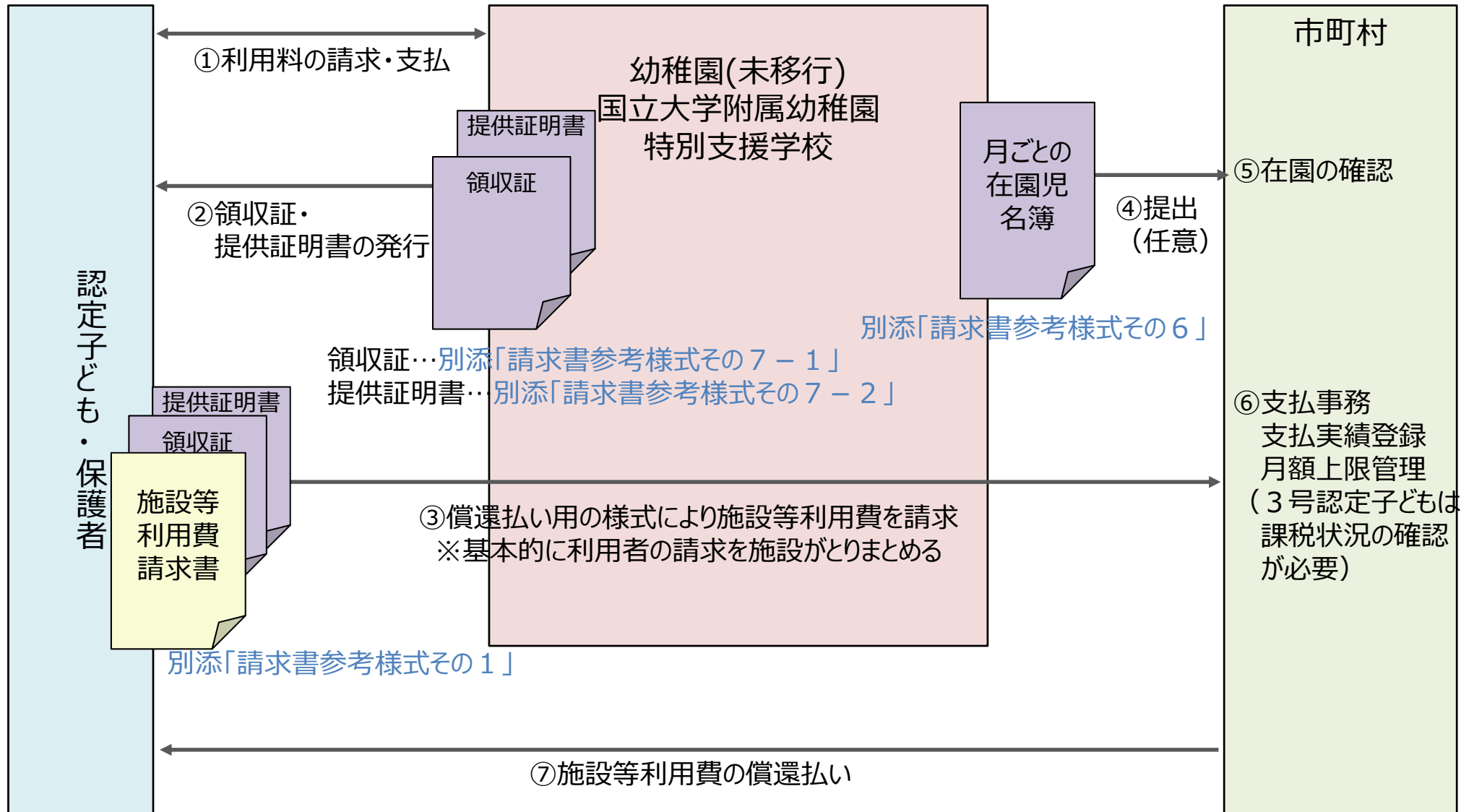


## 法定代理受領





# 給付申請の事務フローについて①【償還払い】



# （請求書参考様式その1）

第〇号様式(第〇条関係)

【請求書参考様式その1】

請求日 年 月 日

(宛先) ●●市長

## 施設等利用費請求書（償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、●●市内に居住していることを●●市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを●●市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を●●市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を●●市が確認すること。

### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		〒
氏名		印	現住所	電話:
<small>※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です</small>				

### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定種別(法第30条の4)	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年月日～年月日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおりに転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

### 3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等名		(市外の場合のみ記入)	電話:
契約している利用料(何れかにしを記入し金額を記入)※1	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額
		円	時間
年月日～年月日の間の在籍状況	<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日

※1 利用料の設定が月額を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にしを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

### 4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

### 5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3	入園年月日( 年 月 日) 入園料( 円)		支払額合計(d=b+c)	月額上限額(e) ※6	請求額(dとeを比較して小さい方)
利用年月日	今年度分を支払った入園料の月額換算額(b=a/12) ※3 ※4	支払った月額利用料(保育料)(c) ※3 ※5			
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した入園料や保育料については、支払いを証明する書類(施設からの領収書、口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と、施設との契約書等の写しを添付して下さい。

※4 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

※5 利用料の設定が月額を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。(月額上限額: 25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

注) 本参考様式は、償還払いの頻度が年4回(3か月毎)の場合としています。

## (請求書参考様式その6)

【請求書参考様式その6】

## 月ごとの在園児名簿(未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部の償還払い時添付書類)

※ 名簿の順は、歳児クラス毎に園児名（カナ）の五十音順に記入してください。

幼稚園名

No. (※)	歳児クラス				園児名		園児 生年月日	園児の在籍状況											
	満3	年少	年中	年長	カナ	氏名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
21																			
22																			
23																			
24																			
25																			
26																			
27																			
28																			
29																			
30																			

- 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに○印を記入してください。
- 「園児の在籍状況」欄は、園児が月初から月末まで在籍（休園中を除く。）した場合に、○印を記入してください。
- 月の途中で入園した場合は「入園○日」、退園した場合は「退園○日」、休学した場合は「休学○日」、休学から復学した場合は「復学○日」として、それぞれの日付けを記入してください。

# （請求書参考様式その7-1 : 領収証）

第〇号様式(第〇条関係)

【請求書参考様式その7-1-1】

年 月 日

## 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用料（保育料・入園料等）

納入者 \_\_\_\_\_ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

設置者名称 \_\_\_\_\_

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

施設・事業所の名称 \_\_\_\_\_

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額
-------------------------

円（下記①～③の合計額）

### 【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

1. 当該月分の保育料の内数として 円 ①
  2. 入園料（納入月に記入）として 円 ②
- ※入園月以前に納入があった場合は入園月に記入
3. 当該月分の預かり保育事業の利用料として 円 ③  
（預かり保育事業の利用日数 日）

### 【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

〇〇費、〇〇費、〇〇費等として 円

# （請求書参考様式その7-2 ：提供証明書）

第〇号様式（第〇条関係）

【請求書参考様式その7-2】

## 特定子ども・子育て支援提供証明書

【令和 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄	認定 子ども	フリガナ		法第30条の4の認定種別		
	氏名				氏名		<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

（以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能）

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した日（提供日数）	提供時間帯※1	費用※2
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日 ( 日 )	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※2 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

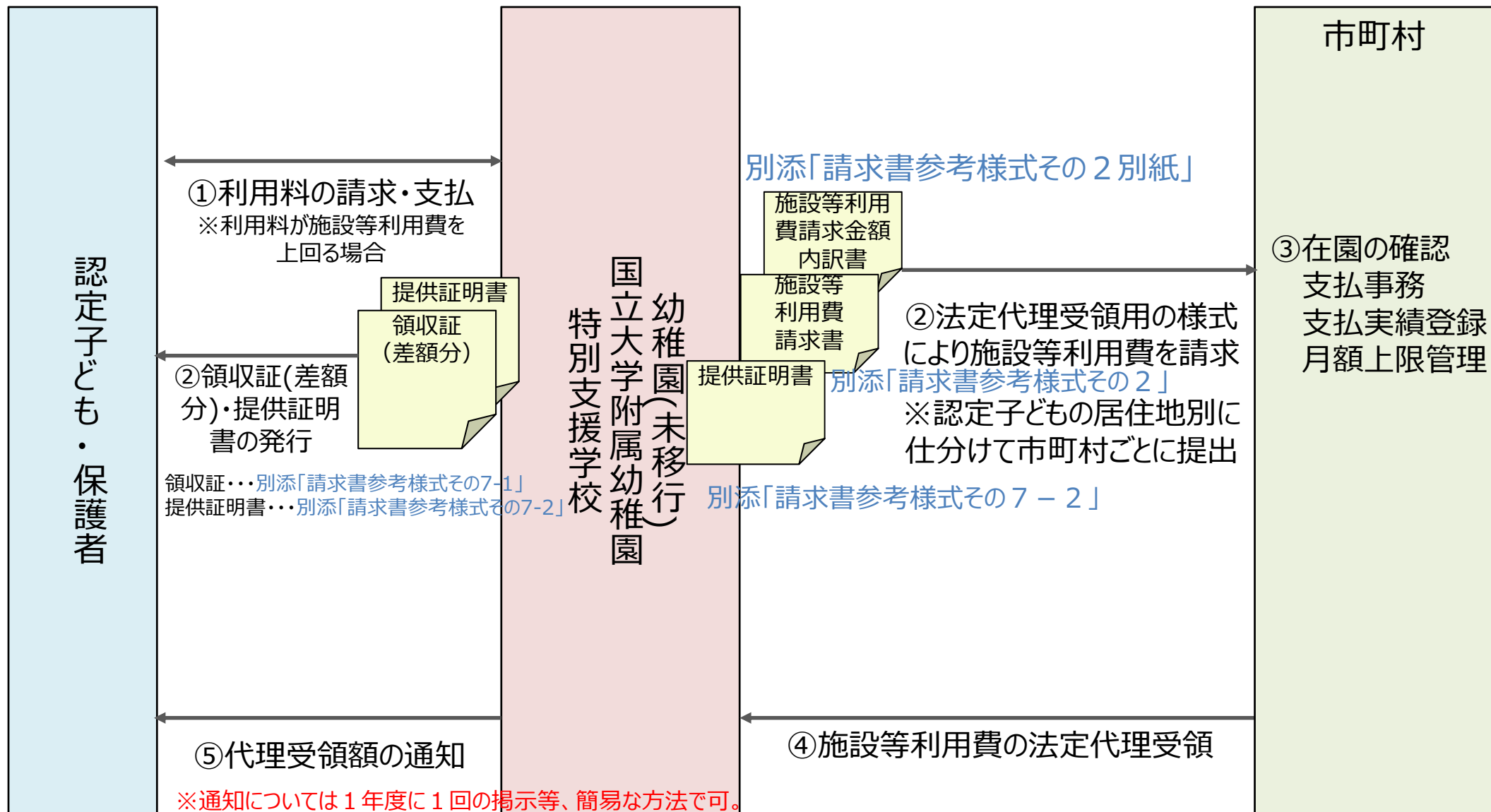
上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	Ⓔ
施設・事業所の名称	



# 給付申請の事務フローについて② 【法定代理受領】





# （請求書参考様式その2）

第〇号様式（第〇条関係） 【請求書参考様式その2】

請求日 年 月 日

（宛先） ●●市長

## 施設等利用費請求書（法定代理受領用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、●●市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について●●市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を●●市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. ●●市の要請・質問等に対応すること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者（請求者）

フリガナ		請求者の所属団体	
特定子ども・子育て支援提供者氏名（請求者）	印	請求者の役職名等	

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称		(市外の場合のみ記入)	
フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の運営団体名		(市外の場合のみ記入)	

3. 施設等利用費請求金額

請求する年月分	年 月 分	請求金額	円
---------	-------	------	---

4. 施設等利用費請求金額の内訳  
別紙「施設等利用費請求金額内訳書(第〇号様式)」のとおり

5. 振込先(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

【請求書参考様式その2別紙】

第〇号様式（第〇条関係） 枚目 / 枚

## 施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	フリガナ 認定子どもの氏名	幼稚園の契約状況		月途中の入退園 し及び入園(退園)日を記入	入園料月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	月額利用料(保育料) (c) ※3 ※5
			契約形態・ 契約している利用料 ※1	今年度分の入園料が発生している場合に記入 ※2		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額(e) ※6
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 日額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約	・入園日 年 月 日 ・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) (納入金額 円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input type="checkbox"/> 退園(日)	円	円

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当額を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当額を記入して下さい。

※2 入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、入園料「有」でその金額を記入して下さい。

※3 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の存続月数で除して下さい(10円未満の端数切り捨て)。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当額を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

※5 月途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。  
(月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

# （請求書参考様式その7-1 ：領収証）

第〇号様式(第〇条関係)

【請求書参考様式その7-1-1】

年 月 日

## 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用料（保育料・入園料等）

納入者 \_\_\_\_\_ 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料（ 年 月分）として

設置者名称 \_\_\_\_\_

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

施設・事業所の名称 \_\_\_\_\_

特定子ども・子育て支援 利用料の領収金額
-------------------------

円 (下記①～③の合計額)

### 【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】

1. 当該月分の保育料の内数として 円 ①
  2. 入園料(納入月に記入)として 円 ②
- ※入園月以前に納入があった場合は入園月に記入
3. 当該月分の預かり保育事業の利用料として 円 ③  
(預かり保育事業の利用日数 日)

### 【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】

〇〇費、〇〇費、〇〇費等として 円

# （請求書参考様式その7-2 ：提供証明書）

第〇号様式（第〇条関係）

【請求書参考様式その7-2】

## 特定子ども・子育て支援提供証明書

【令和 年 月分】

認定 保護者	フリガナ		認定子ども との続柄	認定 子ども	フリガナ		法第30条の4の認定種別		
	氏名				氏名		<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号

（以下の記載は、「支援の内容」、「提供した日（提供日数）」、「提供時間帯」、「費用」がわかる書類の添付をもって替えることも可能）

特定子ども・子育て支援の内容 注) □にレを記入	提供した日（提供日数）	提供時間帯※1	費用※2
<input type="checkbox"/> 幼児教育(認定こども園・幼稚園・特別支援学校)	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	日 ~ 日 ( 日 )	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	日 ~ 日	: ~ :	円
<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	日 ~ 日	: ~ :	円

※1 提供時間帯は、標準的な利用時間帯の記入でも可。

※2 費用は特定子ども・子育て支援利用料の額を記入。

上記のとおり認定子どもに対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

年 月 日

設置者名称	
主たる事務所の所在地	
代表者職氏名	Ⓔ
施設・事業所の名称	

# 施設等利用給付（保育料）の対象になる経費、ならない経費

✓ **対象経費（特定子ども・子育て支援利用料）**  
教育・保育に要した経費（入園料・保育料）

✗ **対象外経費（特定費用）**

食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用

## 子ども子育て支援法施行規則 第二十八条の十六（抜粋）

- 一 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用（物品購入費）
- 二 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用（行事参加費）
- 三 食事の提供に要する費用（食材料費）
- 四 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用（通園送迎費）
- 五 前四号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの（記念写真代、保護者会費等）



現在、食材料費を保育料に含めて徴収している園は、無償化後は、新たに「特定子ども・子育て支援利用料」（＝無償化の対象となる保育料）と「食材料費」のそれぞれの金額を設定して頂く必要があります。（領収証で金額を切り分けていれば一体徴収も可）

# 私学助成園の無償化の算定方法イメージ

- 補助事業（前期）と無償化事業（後期）ともに入園料・保育料が対象。
- 補助事業（前期）は6か月単位（年額）で算定、**無償化事業（後期）は月単位（月額）で算定。**
- 補助事業（前期）の入園料は、**入園料 × 前期在籍月数 / 年間在籍月数を前期に計上。**
- 無償化事業（後期）の入園料は、**入園料 / 年間在籍月数を後期の各月に計上。**
- 限度額は、**前期は308,000円 × 前期在籍月数 / 12、後期は2.57万円/月**
- 給付金の支払い方法（回数など）は、前期・後期を通じて引き続き市区町村の裁量。

■算定例（非課税世帯、入園初年度、**12カ月在籍**、入園料：42,000円、保育料24,000円/月の場合）

[2019年4月～（前期：就園奨励事業、後期：無償化給付事業）]

			補助事業（前期）					無償化事業（後期）					計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月
実額	入園料	a	42,000円 × 6 / 12月 = 21,000円					3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	42,000円
	保育料	b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	288,000円
	計	c(a+b)	165,000円					27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	330,000円
限度額	d	308,000円 × 6 / 12月 = 154,000円					25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,200円	
公費負担対象額	cとdの小さい方	154,000円					25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,200円	

※ 保育料を月額単位ではなく、前期分・後期分や年額で設定している場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定する（10円未満の端数がある場合は切り捨て）。

[2020年4月～（無償化給付事業の通年化後）]

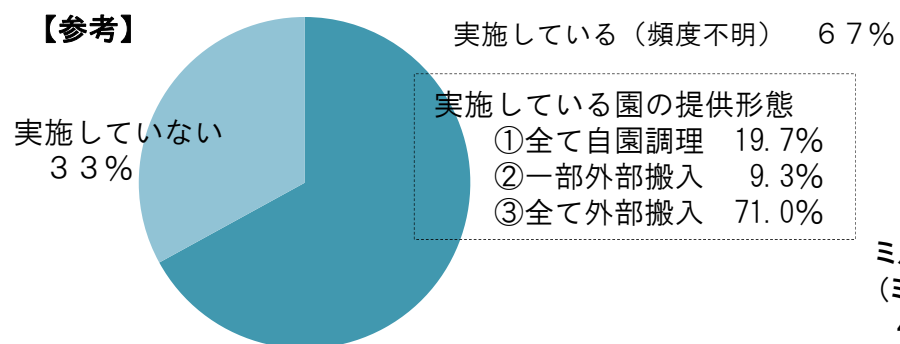
			無償化事業（2020年4月～）											計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
実額	入園料	a	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	42,000円
	保育料	b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	288,000円
	計	c(a+b)	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	330,000円
限度額	d	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,400円	
公費負担対象額	cとdの小さい方	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,400円	

# 食材料費の取扱

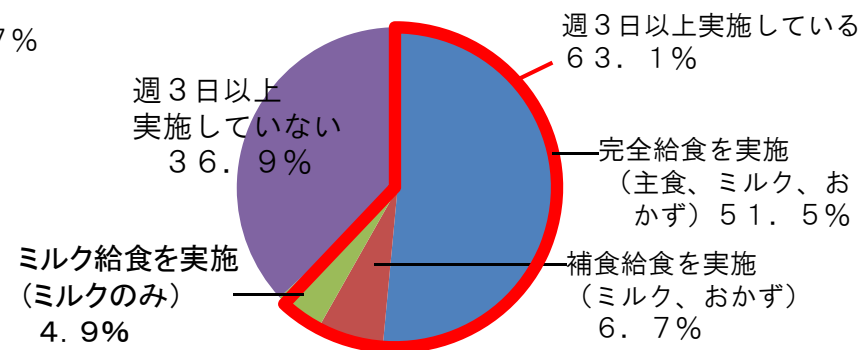
# 私学助成園における副食材料費の負担減免について

- ◆認定こども園・保育所・幼稚園の利用者との公平の観点から、10月から、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行う。
- ◆本事業は地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。国の補助対象は次のとおり。（特別支援学校については、特別支援学校就学奨励事業で措置）
  - 年収360万円未満相当世帯の子ども
  - 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
- ◆事業の対象は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。なお、給食の実施方法は問わない（外部搬入も対象。ただし、家から持参する弁当は対象外。）。
- ◆各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分」※が対象（月額4500円上限）。
  - ※主食費、人件費、光熱水費等は除く。主食（お米、麺、パン等）以外の全てが対象（ミルク、おやつを含む。）

（参考）幼稚園における給食実施状況



（平成24年経営実態調査）



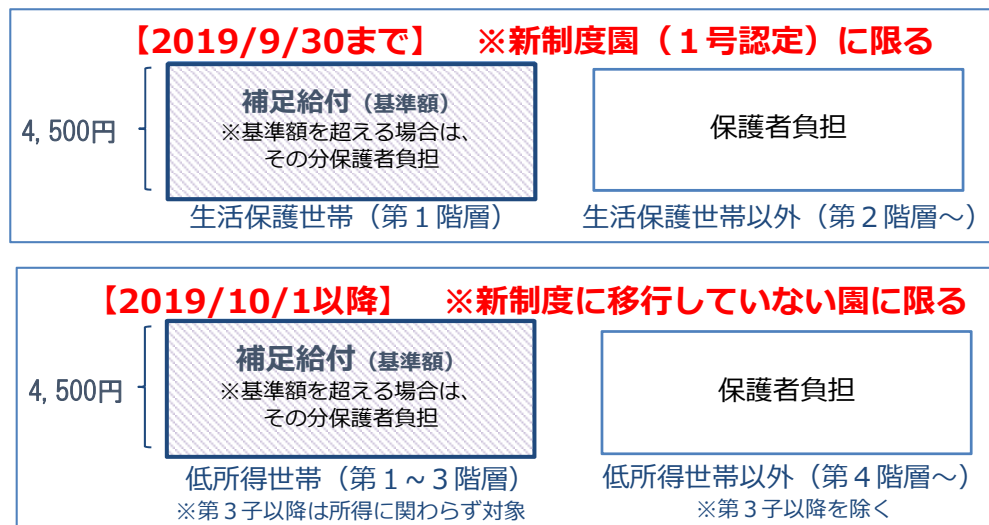
（平成22年学校給食実施状況等調査）

# 実費徴収に係る補足給付を行う事業について

## 1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①**食事の提供に要する費用**及び②**日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

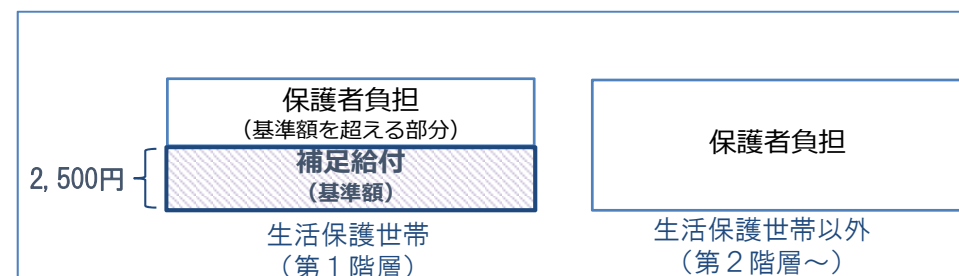
### ①給食費（副食材料費）



※2019/10/1以降における新制度園（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定

### ②教材費・行事費等（給食費以外）

[変更なし]



## 2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

### <令和元年度補助単価（1人当たり月額）>

①給食費（副食材料費）	4,500円
②教材費・行事費等（給食費以外）	2,500円

### <実績（平成29年度）>

①給食費（副食材料費）  
1号認定：388か所、832人

②教材費・行事費等  
1号認定：558か所、799人  
2号認定：3,373か所、7,652人  
3号認定：2,381か所、3,035人

※か所数については重複あり



## 補足給付事業の実施に係る事務スキーム【新制度未移行幼稚園】

- ◆事業を実施する場合の支給方法や給付頻度については、事業者との相談の上、市町村の判断により決定可能。
- ◆実施スキームとしては、主に①～③のパターンが想定される。
  - ① 新制度未移行園を対象とした施設等利用給付（旧就園奨励費補助）と同様の仕組み【園経由・償還払い】
  - ② 新制度園を対象とした施設型給付（副食費に係る加算）と同様の仕組み【園経由・代理受領】
  - ③ 上記とは別途異なる方法を設定（例えば、補足給付事業について市町村から直接又は園経由により周知を行った後に、保護者からの申請に基づき、市町村から対象保護者又は施設に事後的に支給する方法【直接支払、直接申込・代理受領】）

## 支給額の算定方法

- ◆副食費相当額の算定方法は、次の考え方を基本として、市町村において判断することとする（FAQに掲載予定）。
  - ① 実際に要した副食材料費相当額を算出することを原則とする（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額）。
  - ② 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができる。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理（食材自己購入）	必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理（食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

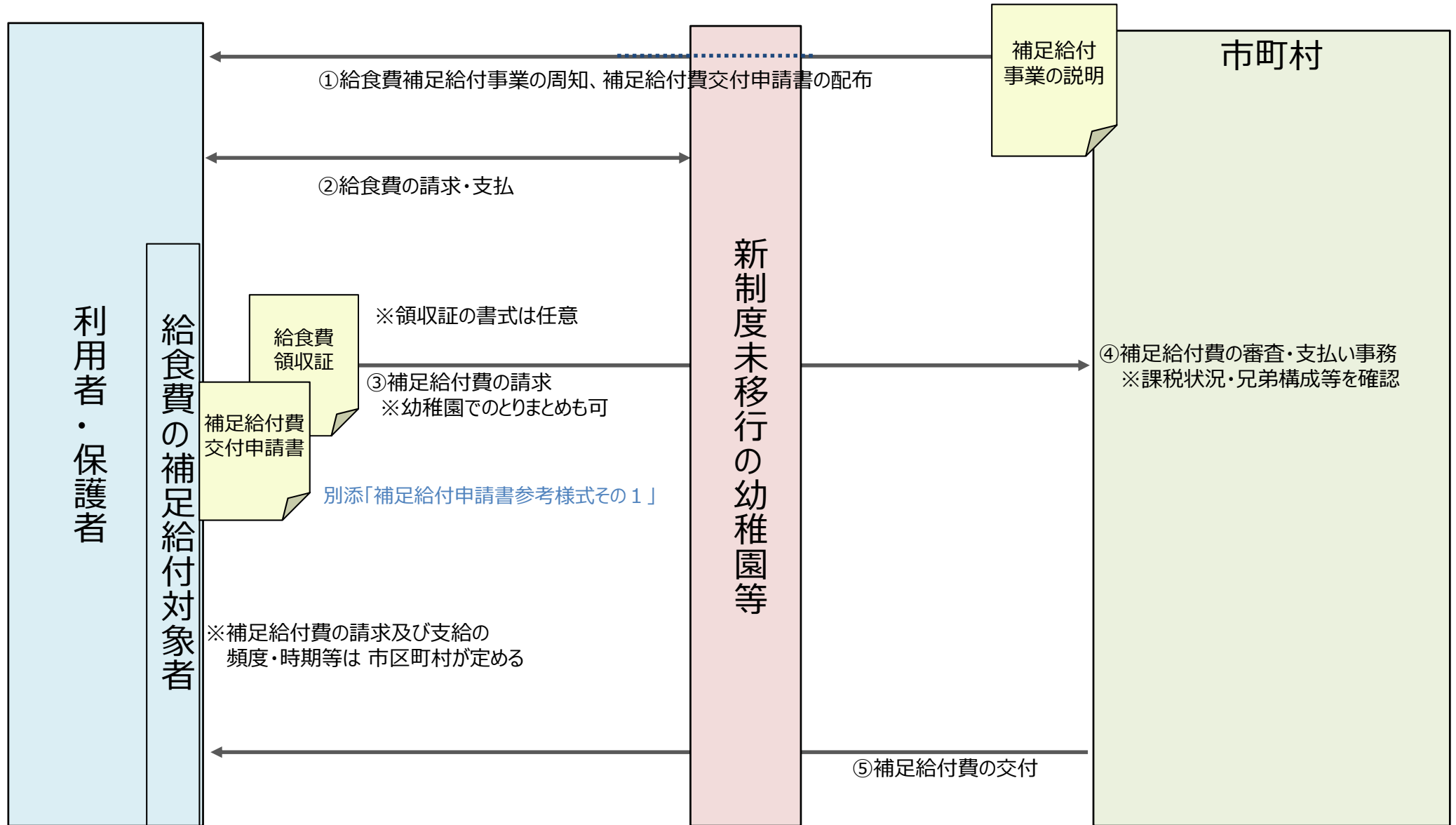
### 【「1日当たり副食材料相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。  
仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）
- ③ 一律220円 ※ 給付上限月額（4,500円） / 1号認定子ども通園日数（20日） ≒ 日額平均（220円）

## 第3子以降の子どもの算定基準

- ◆本事業における多子の算定基準は、旧就園奨励費と同様に、小学校第3学年修了前を基準とする。

# 補給事業の標準的な事務フロー【償還払い】



# 補足給付申請様式 (償還払い)

【補足給付申請書参考様式その1】

第〇号様式

申請者の方へ この書類を幼稚園に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

申請日 年 月 日

## 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)

(宛先) 〇〇市町村長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を〇〇市が閲覧及び調査すること。
  2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために〇〇市が利用すること。
  3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、〇〇市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱第〇条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ			申請者 子供との 続柄	〒	-	現住所		
	氏名	印			〒	-	現住所が市外の場合 市内転入後の住所		
連絡先(電話番号)		自宅	( )	携帯	( )				
申請 子供	フリガナ			現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒	-	個人番号(マイナンバー)		
	氏名					利用(予定)幼稚園名			
	生年月日	年	月		日				
申請日の 前年1月1日現在の住所		(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ			
申請日の 前々年1月1日現在の住所		(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ			

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

同居者を全員記入してください。

申請者 (生計 を 付 け て 中 保 護 者 及 び 同 居 者 に 関 し て の 者)	フリガナ	申請 子供との 続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1	氏名		個人番号 年 月 日
2			個人番号 年 月 日	
3			個人番号 年 月 日	
4			個人番号 年 月 日	
5			個人番号 年 月 日	
6			個人番号 年 月 日	
7			個人番号 年 月 日	

交付申請額		金 円( 年 月分～ 年 月分)						
対象月	実費徴収額			対象月	実費徴収額			交付申請額 左記cの合計
	給食費 a	うち副食材料費 b	補助申請額 bと4,500円のうち 少ない額 c		給食費 a	うち副食材料費 b	補助申請額 bと4,500円のうち 少ない額 c	
4月	円	円	円	10月	円	円	円	
5月	円	円	円	11月	円	円	円	
6月	円	円	円	12月	円	円	円	
7月	円	円	円	1月	円	円	円	
8月	円	円	円	2月	円	円	円	
9月	円	円	円	3月	円	円	円	

※対象となる子供が複数いる場合は、子供ごとに作成してください。

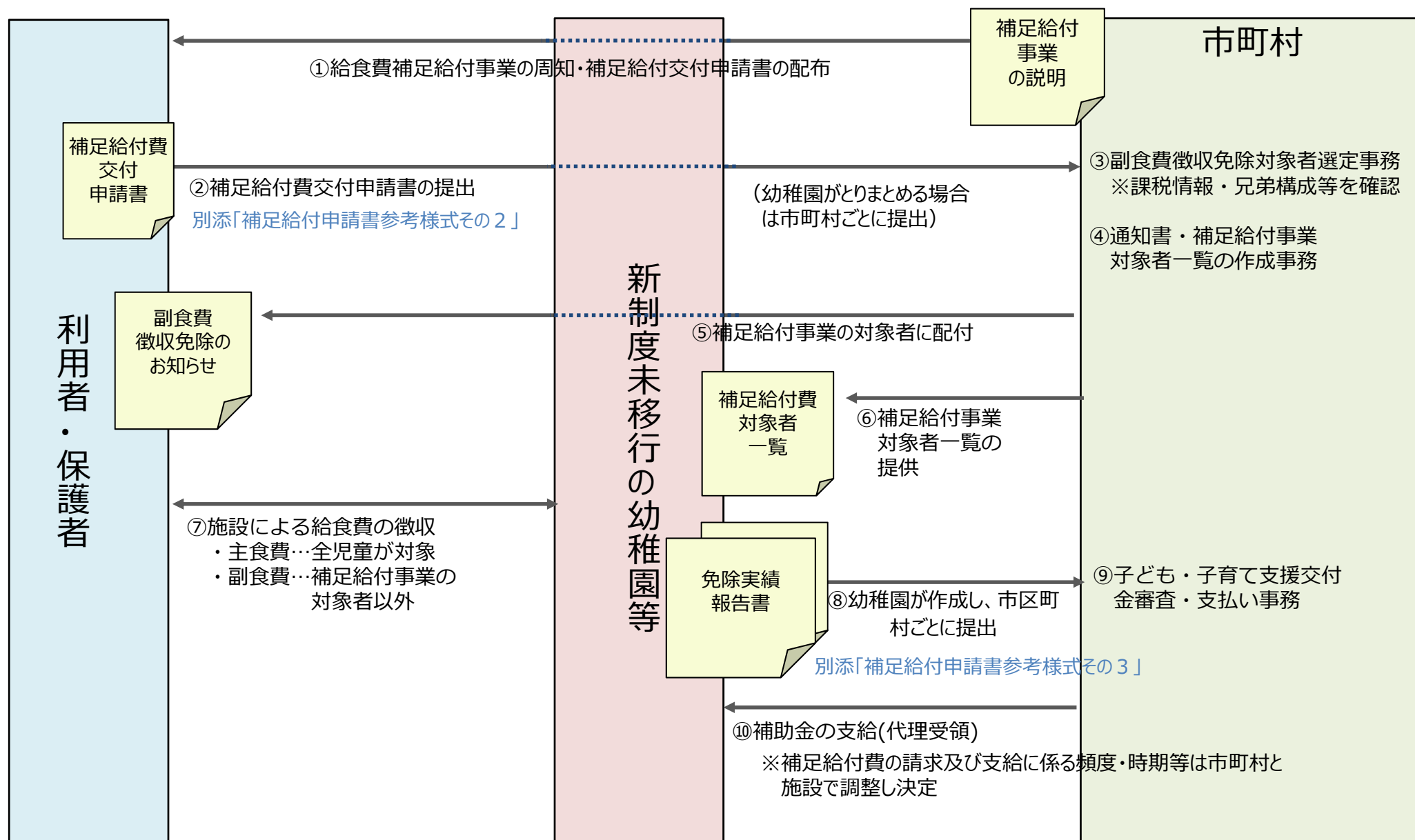
※実費徴収額(副食材料費がわかるもの)に係る領収書の写しを添付してください。

補助金の振込先を、以下に記載して下さい。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座	
口座番号		
口座人名義(カタカナ)		

※申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

# 補給事業の標準的な事務フロー【代理受領】



# 補足給付申請様式（代理受領）

【補足給付申請書参考様式その2】

第〇号様式

申請者の方へ この書類を幼稚園に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

申請日 年 月 日

## 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(代理受領用)

(宛先) 〇〇市町長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を〇〇市が閲覧及び調査すること。
  2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために〇〇市が利用すること。
  3. 当該補助金の受領に関する権限を私が利用する幼稚園の運営団体(法人等)に委任すること。
  4. 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、給食費の減免を行う際に必要な範囲で幼稚園に提供すること。
  5. 要綱に規定する内容を遵守すること。
- 以上のことに同意し、〇〇市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱第〇条に基づき、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ			申請者印	〒	-	現住所		
	氏名				〒	-	現住所が市外の場合 市内転入後の住所		
連絡先(電話番号)		自宅	( )	携帯	( )				
申請子供	フリガナ			現住所	〒	-	個人番号(マイナンバー)		
	氏名			申請者と異なる 場合のみ記載	利用(予定)幼稚園名				
	生年月日	年 月 日							
申請日の 前々年1月1日現在の住所 ※	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ				
申請日の 前々年1月1日現在の住所 ※	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ				

※ 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付してください。

同居者を全員記入してください。

申請子供 (生計の中心者及び同居者 〇を付けて下さい)	フリガナ	申請子供との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	1	氏名		個人番号 年 月 日
2			個人番号 年 月 日	
3			個人番号 年 月 日	
4			個人番号 年 月 日	
5			個人番号 年 月 日	
6			個人番号 年 月 日	
7			個人番号 年 月 日	

※対象となる子供が複数いる場合は、子供ごとに作成してください。

【補足給付申請書参考様式その3】

(代理受領の場合) 補足給付費交付対象園児 免除実績報告書

幼稚園名: \_\_\_\_\_

No.	園児名		〇月分			〇月分			〇月分			左記cの 合計
	カナ	氏名	給食費 a	aのうち 副食材料費 b	bの免除(減免)実績 額と4500円を比較 し、少ない額 c	給食費 a	aのうち 副食材料費 b	bの免除(減免)実績 額と4500円を比較 し、少ない額 c	給食費 a	aのうち 副食材料費 b	bの免除(減免)実績 額と4500円を比較 し、少ない額 c	
1												0
2												0
3												0
4												0
5												0
6												0
7												0
8												0
9												0
10												0
11												0
12												0
13												0
14												0
15												0
16												0
17												0
18												0
19												0
20												0
21												0
22												0
23												0
24												0
25												0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 免除(減免)実績額が確認できる領収書等の控えの写しを添付すること。

対象園児数(※2)	人
補助対象額合計	円

※2 対象園児数は〇年〇月〇日付けで連絡した「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業対象者一覧」の数と一致させること。

# 預かり保育の無償化



## 新制度園と同様

# 私学助成園に係る無償化のポイントまとめ

- 1 就園奨励費事業は9月までで終了し、10月以降は新たな給付を創設。
- 2 10月以降、保育料の無償化・預かり保育とともに、新たな給付である施設等利用給付で対応。①確認申請 ②支給認定 ③給付申請の3ステップが必要。保護者が提出する書類は園を経由して市町村に提出してもらうのが基本となる。園としては、確実に確認申請を行うことと、給付額の裏付けとなる領収証＋提供証明書を発行していただく事が最も重要。
- 3 食材料費は無償化の対象外なので、無償化の対象となる保育料と切り分けて額を設定する必要。入園料は無償化の対象となり、在籍月数で除した額を各月の保育料に加えて、上限額25700円/月と比較して給付額を算定。
- 4 副食材料費の免除については、新制度園との公平性の観点から、同様の対象者に対し補足給付事業で支援。事業の実施・事務スキームは市町村の判断となる。



## よくある御質問と回答

**Q. 新制度未移行の幼稚園について、幼児教育・保育の無償化実施後に転園した場合、転園先の幼稚園の入園料について無償化の対象になるのですか？**

**A. 転園先の入園料も施設等利用給付の対象になります。**

ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除すことで算定することになり、これと月毎の保育料を加えた額が月額2.57万円を上限として施設等利用給付の対象となります。

**Q. 現在保育料に食材料費を含んでいる私学助成幼稚園において、食材料費の額の切り出しに伴い、学則（園則）上の保育料の変更を行う必要がありますか。**

**A. 無償化の対象となる利用料（特定子ども・子育て支援利用料）には食材料費を含めることはできないため、特定子ども・子育て支援利用料と食材料費は切り分けて額を設定していただく必要がありますが、学則に記載する保育料については、その内容について特段の定めがないため、給食費を含めた額を記載することも可能です。なお、その場合でも、保護者に対して特定子ども・子育て支援利用料とそれ以外の徴収費用を分かりやすく示すとともに、保護者に対して発行する領収証においても両費用を確実に区分して記載して頂く必要があることに留意してください。**

# Outline

- 1 幼児教育の重要性と無償化への経緯
- 2 幼児教育無償化の制度の全体像
- 3 新制度園の対応
- 4 私学助成幼稚園の対応
- 5 その他のポイントについて

# 施設等利用費の給付における日割り計算について

● 月途中で利用終了又は利用開始した場合の無償化給付の限度額は、現行の教育・保育給付における利用者負担額の考え方等も踏まえ、以下のとおり日割り計算とする。

## 1. 月途中で利用終了

### (1) 幼稚園(新制度未移行)

【限度額】2.57万円(※) × 退所日までの平日開所日数  
÷ その月の平日開所日数

※国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校は0.04万円

注) 開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていないとしても、職員が勤務しているなど閉所していない日数を含む。

### (2) 幼稚園・認定こども園の預かり保育

※退所日 = 幼稚園等の退所日

【限度額】450円 × 幼稚園等退所日までの預かり利用日数(▲)

さらに認可外保育施設等が利用可能な場合 =  
(1.13万円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数) - ▲を加算

## 2. 月途中から利用開始

### (1) 幼稚園(新制度未移行)

【限度額】2.57万円(※) × 入所日以降の平日開所日数  
÷ その月の平日開所日数

※国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校は0.04万円

### (2) 幼稚園・認定こども園の預かり保育

※入所日 = 幼稚園等の入所日

【限度額】450円 × 幼稚園等入所日以降の預かり利用日数( )

さらに認可外保育施設等が利用可能な場合 =  
(1.13万円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数)  
- を加算

# 質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げについて

保育料を自由価格で設定している子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等において、今般の幼児教育・保育の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることにより、公費負担により事業者が利益を得ることは国民の理解を得られない。

「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（抄）（平成30年12月28日関係閣僚合意）

今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

- 人材確保を取り巻く状況等も鑑みると、保育料の値上げ自体が不適切というわけではないが、全日からの累次の通知文書に則り、質の向上を伴わない保育料の値上げは行わないでください。
- 幼稚園については、「私立高等学校等実態調査」の一つとして、私立幼稚園の授業料等の実態の調査・把握を行います（5月20日に発出）。また、保育料を変更する場合には、現行通り、変更事由と併せて都道府県への届出を遺漏なく行ってください。

# 私立幼稚園の授業料等調査について

## 1. 調査の項目

- 保育料
- 入園料
- 施設等整備費
  - ・ その他入園時納付金
  - ・ 通常納付金（施設整備資金、教材費、冷暖房費、給食費、その他）
- 入園検定料
- 保育料等の値上げがあった場合、その増加理由  
【値上げした理由の選択項目】 ※複数回答可
  - ①教職員の処遇改善（給与のベースアップ、その他福利厚生の改善を含む。）
    - ・ 幼稚園教員（園長、副園長を含む。）を対象
    - ・ 事務職員を対象
    - ・ その他職員（調理師等）を対象
    - ・ 法人役員を対象
  - ②教職員の配置改善（増員、兼務解消、正規職員の割合増などを含む。）
    - ・ 幼稚園教員の配置改善
    - ・ 事務職員の配置改善
    - ・ その他職員の配置改善
  - ③施設整備の充実（将来の施設整備に備えた積立を含む。）
    - ・ 施設の高機能化（バリアフリー、空調など）
    - ・ 園舎の増築
    - ・ 園舎等の維持・修繕
    - ・ その他の施設整備
  - ④園児数の減少への対応（園児が減っても教職員数を維持する場合など。）
  - ⑤物価高騰への対応
  - ⑥消費増税への対応
  - ⑦その他の事情

## 2. 調査スケジュール

5月：都道府県に調査様式等発出

8月頃：都道府県から提出締切

# 児童発達支援の無償化

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについても、対象者の利用者負担が無料となります  
(幼稚園等の利用者であっても幼稚園等の無償化に加えて無償化)

## 無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

## 対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、  
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

## よくある御質問と回答

**Q. 2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか？**

**A.** 保育所等の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を上限額として無償化の対象となります。

**Q. 一時預かり事業や小規模保育等に基づかずに行う未就園児のプレ保育は無償化の対象になりますか。**

**A.** 2歳児等を対象としたいいわゆるプレ保育については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には施設等利用給付の対象となります。

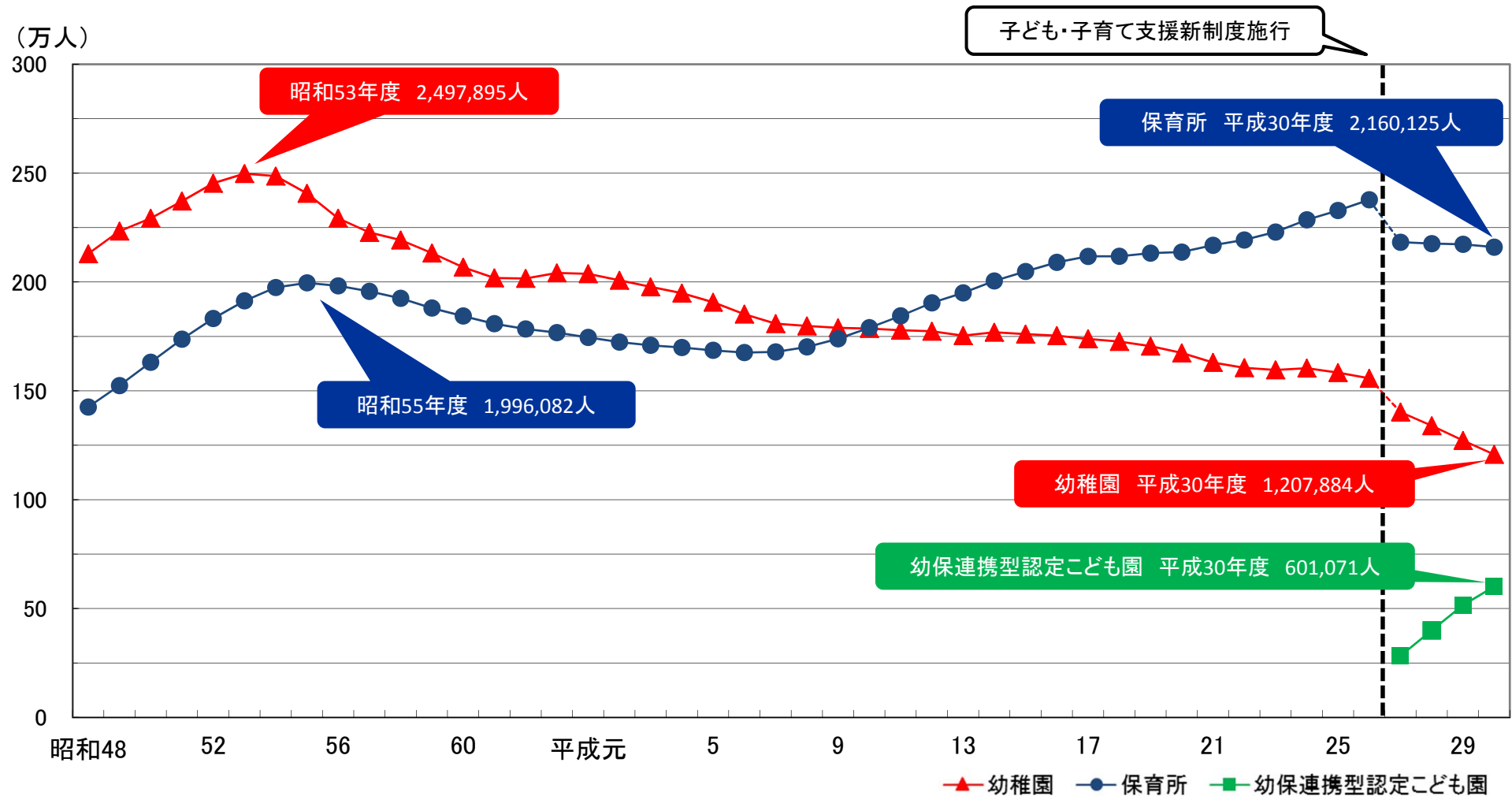
**Q. 幼稚園併設の認可外保育施設は無償化の対象となりますか？**

**A.** 幼稚園併設の認可外保育施設については、これまで児童福祉法施行規則において、届出の対象外としていましたが、今回、一定の要件の下新たに届出の対象とする予定です。これにより、認可外保育施設の届出を出した幼稚園併設施設については保育の必要性が認められる子どもに対して無償化の対象となります。

最後に

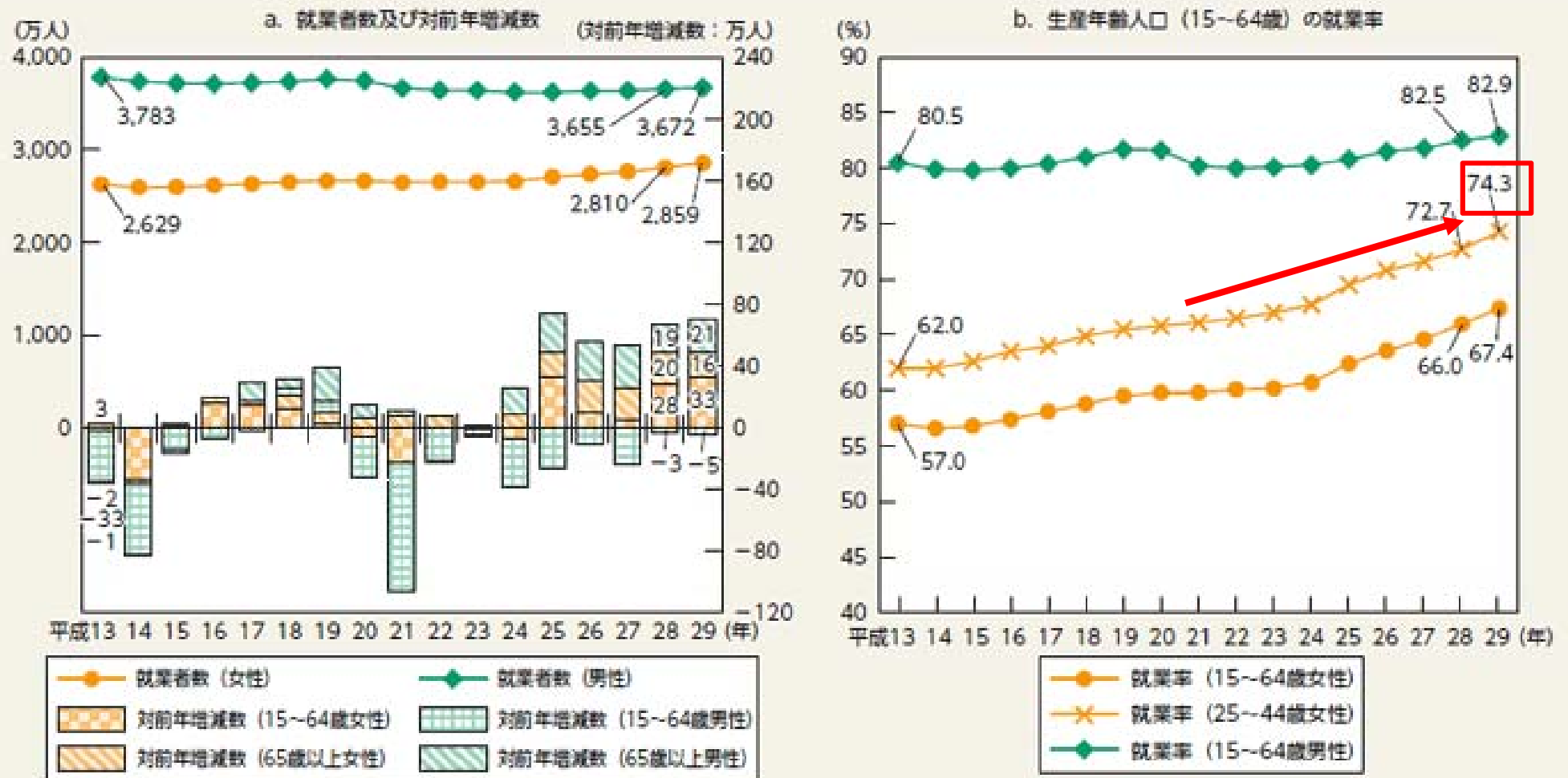


# 女性の社会参画、共働き世帯の増加に伴い保育需要が増加



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園を含む。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・平成27年度より、保育所に小規模保育事業所を算入。  
 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園は「学校基本調査」より。  
 ・保育所は「社会福祉施設等調査」より推計。

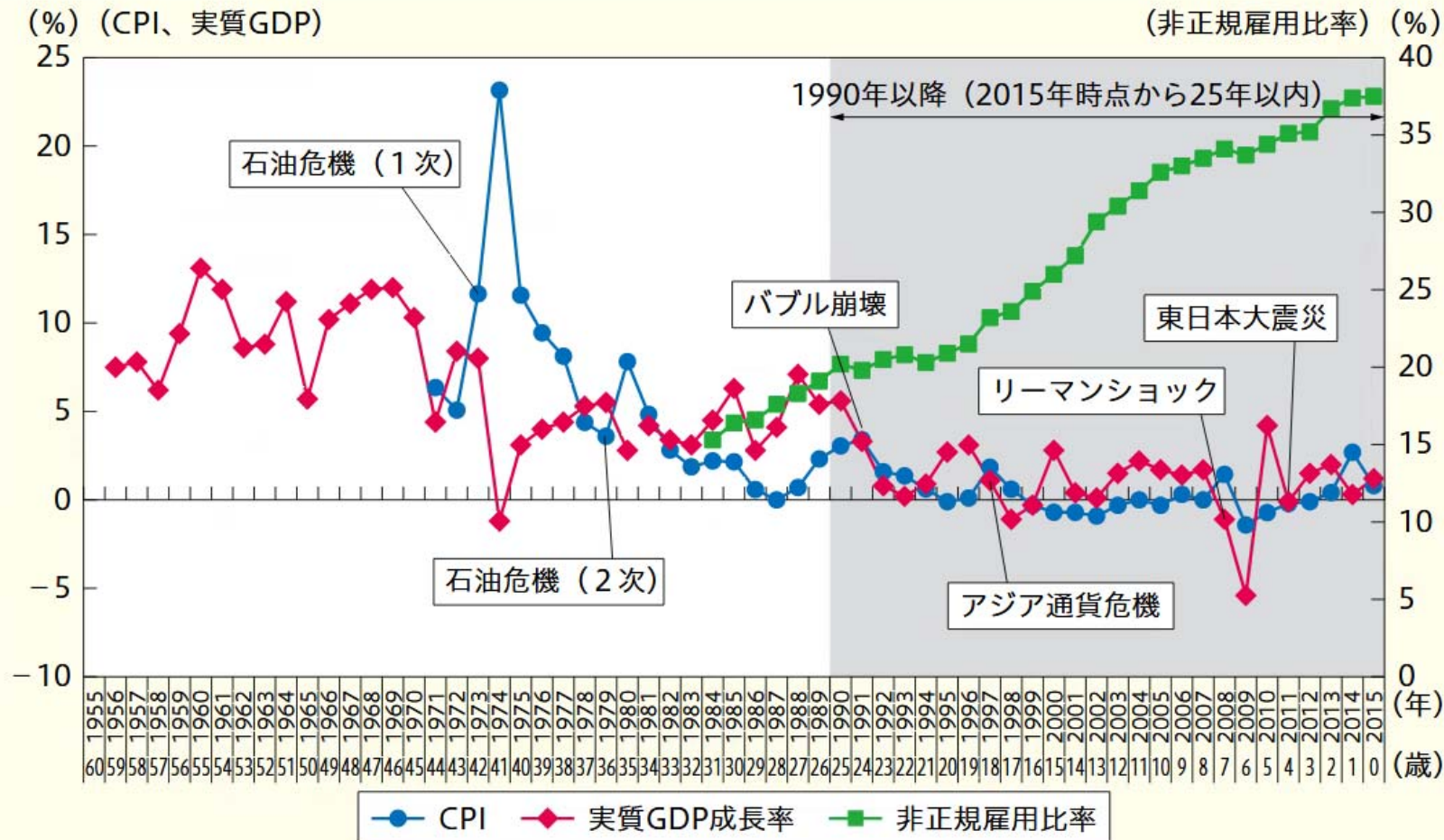
# 女性就業率（25～44歳）は継続的に上昇傾向



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
 2. 平成17年から28年までの値は、時系列接続用数値を用いている（比率を除く）。  
 3. 就業者数及び就業率の平成23年値は、総務省が補完的に推計した値。

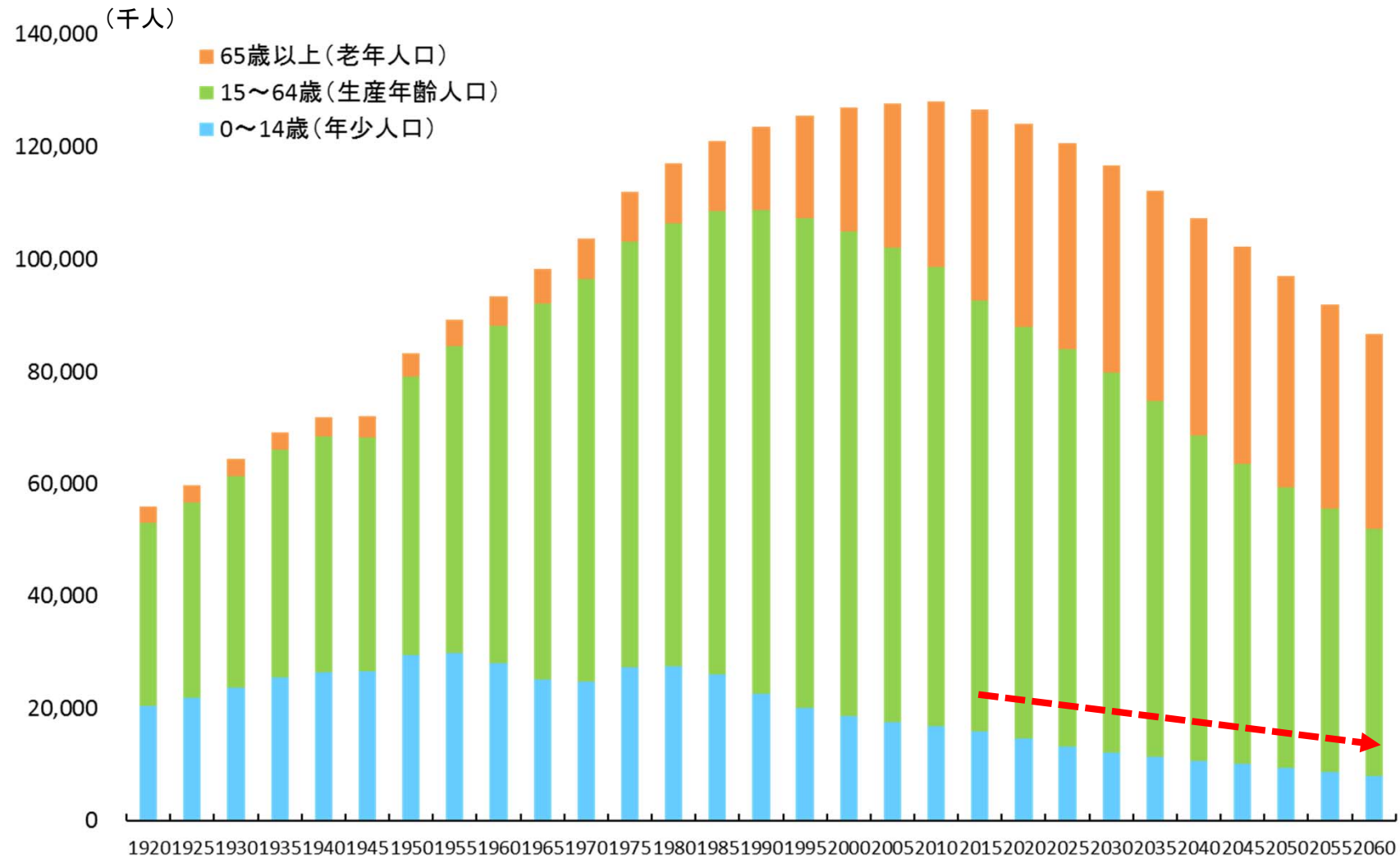
# 共働きの増加は単純な「若者の選択」「子育て離れ」ではない

図表 I-3-1-1 実質GDP成長率、消費者物価指数（CPI・前年比）、非正規雇用比率の推移



- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「労働力調査（労働力調査特別調査）」により作成。  
 2. GDP成長率については、1980年以前は1990年基準（1998年度確報）、1981年から1994年までは2000年基準（2009年度確報）1995年以降は2011年基準確報（2015年度年次推計）を掲載。  
 3. 非正規雇用比率については、1984年から2001年は「労働力調査特別調査」2月結果、2002年以降は「労働力調査」年平均結果による。

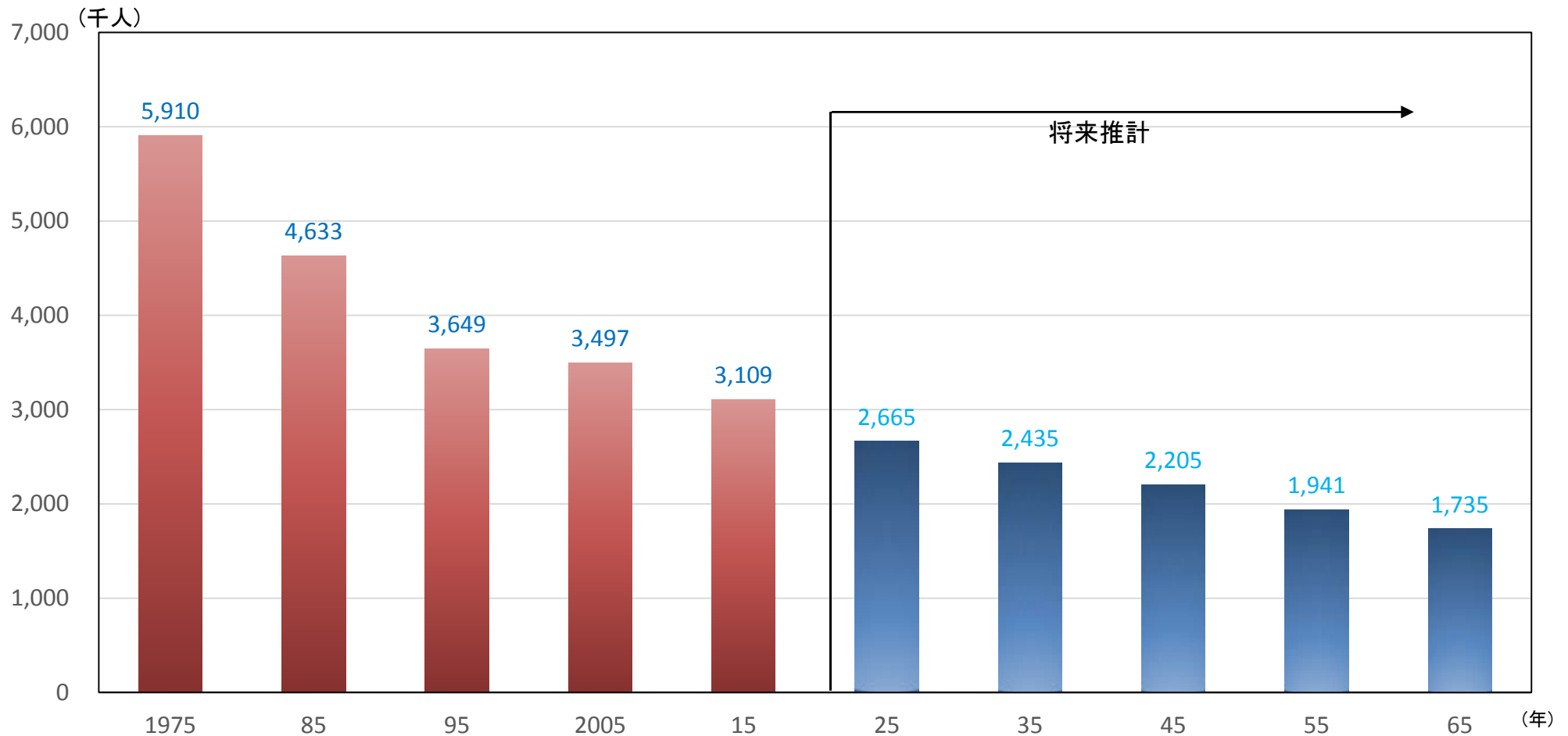
# 年少人口は今後2015年水準の約半分まで減少する恐れ



(資料) 1920年～2010年:「人口推計」(総務省)、2015年～2060年:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

# 3 ~5歳児の人口の減少は特に激しい

- 3~5歳児人口は、2015年は310万人。
- 2025年までに45万人減少した後、10年で20万人強のペースで減少を続ける見込み。



(出典) 1975~2015年は総務省統計局「国勢調査」による。2025~2065年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計、出生中位、死亡中位)」による。

# 子ども・子育て支援新制度の導入（平成27年4月～）

## 背景

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子供の育ちをめぐる環境が大きく変化。
- 国や地域を挙げて子供の年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現する必要

## 導入

- 消費税財源により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」の創設
- 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューである「地域子ども・子育て支援事業」を創設。住民に最も身近な市町村が地域のニーズに基づいて計画を策定・実施。

## 効果

- 小規模幼稚園でも安定的に運営することが可能になるとともに、職員の処遇改善やチーム保育の推進といった保育の質の向上のための経費も支援。
- 多様で質の高い子ども・子育て支援が提供され、「子供の最善の利益」を実現

子ども・子育て支援新制度がもたらすもの：

幼稚園の安定的な経営の確保と同時に、  
保育施設との運営費面でのイコールフットイング

幼児教育無償化がもたらすもの

保護者から見れば大幅な負担軽減。幼稚園から見れば、  
保育施設との保護者負担面でのイコールフットイング



各園のサービスの質の高さで勝負する必要





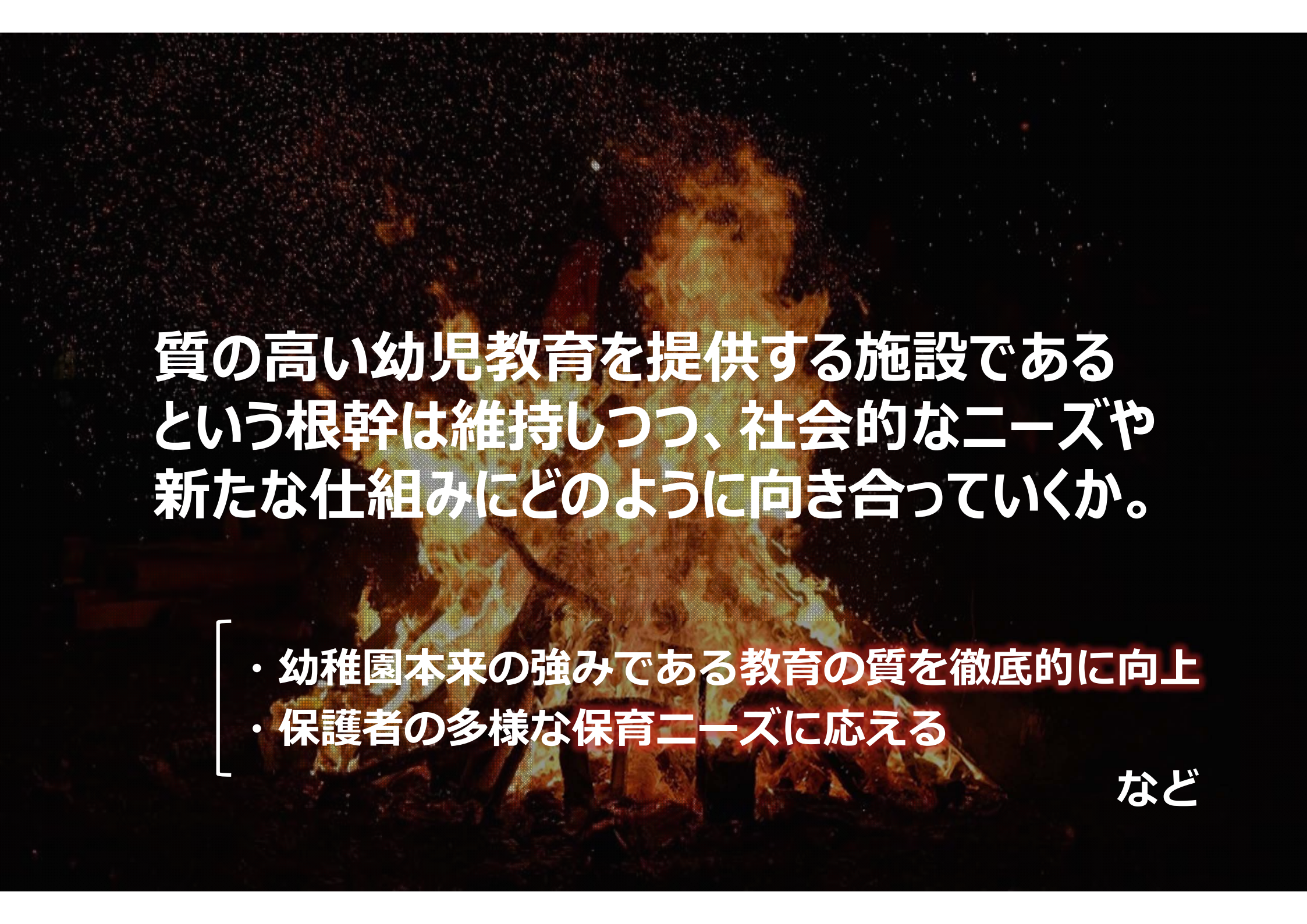
**地域の子供の数が減少し、**  
園児獲得が困難になるおそれがある



保護者の就労により子供の  
**保育ニーズは今後も高まる**ことが予想される



教育・保育施設間の**保護者負担・運営費**  
**支援のイコルフットィングの時代**が到来



質の高い幼児教育を提供する施設である  
という根幹は維持しつつ、社会的なニーズや  
新たな仕組みにどのように向き合っていくか。

- ・ 幼稚園本来の強みである教育の質を徹底的に向上
- ・ 保護者の多様な保育ニーズに応える

など